

平成23年第2回京丹波町議会定例会（第2号）

平成23年 6月 8日（水）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席委員（16名）

- 1 番 横 山 勲 君
- 2 番 岩 田 恵 一 君
- 3 番 篠 塚 信太郎 君
- 4 番 梅 原 好 範 君
- 5 番 森 田 幸 子 君
- 6 番 村 山 良 夫 君
- 7 番 山 内 武 夫 君
- 8 番 東 まさ子 君
- 9 番 野 口 久 之 君
- 10 番 坂 本 美智代 君
- 11 番 原 田 寿賀美 君
- 12 番 松 村 篤 郎 君
- 13 番 北 尾 潤 君
- 14 番 小 田 耕 治 君
- 15 番 山 田 均 君
- 16 番 西 山 和 樹 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（19名）

町 長	寺 尾 豊 爾 君
副 町 長	畠 中 源 一 君
会 計 管 理 者	岡 本 佐 登 美 君
参 事	岩 崎 弘 一 君
参 事	野 間 広 和 君
瑞 穂 支 所 長	山 森 英 二 君
和 知 支 所 長	藤 田 真 君
総 務 課 長	伴 田 邦 雄 君
監 理 課 長	山 田 洋 之 君
企 画 政 策 課 長	中 尾 達 也 君
税 務 課 長	一 谷 寛 君
住 民 課 長	下 伊 豆 か お り 君
保 健 福 祉 課 長	堂 本 光 浩 君
子 育 て 支 援 課 長	山 田 由 美 子 君
医 療 政 策 課 長	藤 田 正 則 君
産 業 振 興 課 長	久 木 寿 一 君
水 道 課 長	木 南 哲 也 君
教 育 長	朝 子 照 夫 君
教 育 次 長	谷 俊 明 君

6 出席事務局職員（3名）

議 会 事 務 局 長	長 澤 誠
書 記	上 西 貴 幸
書 記	上 林 潤 子

開議 午前 9時00分

○議長（西山和樹君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変お忙しい中、定刻にご参集いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成23年第2回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、14番議員・小田耕治君、15番議員・山田 均君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

6月6日に、議会広報特別委員会が開催され、広報発行に向け協議されました。

本町新規採用職員が研修のため、本定例会における一般質問を傍聴したい旨届出があり、許可いたしましたので報告しておきます。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可いたしましたので報告します。

本日、畠中副町長については午前中、十倉土木建築課長については終日、会計検査受験のため欠席する旨の届け出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（西山和樹君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の通告議員は、お手元に配付のとおりであります。

最初に、梅原好範君の発言を許可します。

4番、梅原好範君。

○4番（梅原好範君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより平成23年第2回定例会における私の一般質問を、先に提出いたしました通告書に従い行います。

さて、去る3月11日の東日本大震災発生より3カ月が経過いたしました。ここに改めまして、お亡くなりになりました多くの方々のご冥福を衷心よりお祈りするとともに、甚大な被害のもと、今なお厳しい避難生活を余儀なくされておられます皆様に、心からのお見舞いを申し上げます。

中でも、地元の消防団員は、地震発生直後、我が身はもとより家族の安全をも顧みることなく、予想される津波被害に対応した住民避難誘導中に180名余りが犠牲となり、現在もみずからの被災を捨て去り賢明な活動に当たられております。このような被災地、地元消防団員の皆様の悲痛な現状を知らされ、同じく消防団に属するものとして震える思いでおります。

今回の大震災に対し、本町におきましては、旧町より友好町提携をしております福島県双葉町に向けた支援活動をいち早く決定し、発災4日後には、畠中副町長を団長とした派遣団が避難先に向け出発され、町保有救援物資を輸送したのをはじめとして、町民の皆様の善意により集められました復興支援金、各種支援物資等が今日まで継続して避難所に届けられております。

かつて経験のない災害に即応された町当局の機敏な行動に敬意を表しますとともに、復興までの末長い支援の必要性を申し上げるものです。

こうした被災地に向けた支援活動とあわせて、私どもには今回の東日本大震災を教訓とし、本町における防災、災害対策の現状把握、そして住民の安心と安全に向けた取り組みのさらなる向上が喫緊の課題として求められております。

このようなことを踏まえて、町長にお尋ねいたします。京丹波町が作成いたしました地震被害の想定によると、本町を縦断しております三峠山断層を震源地とする地震が発生した場合、予想される最大震度は、震度6弱から6強に達し、本町における被害として死者70名、負傷者2,340名、避難者4,500名、さらに家屋被害は7,900棟とされ、全壊は4,500棟に上ると想定されております。それ以外にも台風被害等、災害の種類・規模はさまざまなものが考えられますが、本町及び支所に計画的に配備・備蓄されております緊急物資は、どのような基準のもと備蓄されているのかお聞きいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、おはようございます。

お答えしてまいりたいと思います。

本町域においては三峠断層や西山断層系など多くの活断層が、まず集中しております。地震により多くの被害が懸念されるところでございますが、京都府地震被害想定調査報告書で

は、活断層地震による避難所への非難者数は、最大で約5,000人と想定されております。本町といたしましては、京丹波町地域防災計画に基づきまして、発災後3日間の食料を各家庭の備蓄と町内業者からの調達で賄える体制の確立を、まず目指しているところであります。それを保管する形で、この最大避難者数5,000人を基準としまして、5,000人の2食分の約1万人分の食料及び水と避難所における生活物資を、平成19年度から5カ年計画で備蓄することといたしております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 先般の臨時会におきまして、被災地に向け救援物資として持ち出しをいたしました分につきましては、今年度補正予算を執行し、補充する議決がなされました。しかし、今回の物資輸送路の寸断や買い占めによる品不足の発生事例からすると、財政的、または保管場所等の課題は生じますが、さらなる充実が求められます。今後において、緊急物資の質・量を充実し、再配備するお考えがあるのかお聞きいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今ご提言いただきましたことについては、今後努力していきたいというふうを考えております。

○議長（西山和樹君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 続きまして、災害発生時を想定した行政組織の対応シミュレーションについてお聞きいたします。

災害発生時においては、対応のすべてを行政任せにするのではなく、町内各種団体をはじめ、各行政区の自主的な対応等、オール京丹波町的な認識のもと取り組む必要性を強く感じておりますが、その根本となるものは、災害対策本部が設置される本庁となります。

先月11日から12日にかけての大量降雨時、町内で21件の災害が発生いたしました。その後、息つく間もなく29日から30日にかけて台風2号から変わった低気圧や前線の影響により町内全域で50件の災害が現在までに確認されており、ほかにも30件の現場応急処置が実施されました。

それらの緊急災害対応では、本庁総務課を本部として、土木建築課、産業振興課、水道課、そして瑞穂支所、和知支所内の職員の皆さんが、前日から巡回監視をし、深夜には浸水を防ぐための排水作業に当たり、土砂崩れ等の災害発生後も早朝から終日休むなく対応をしながら、さらに危険度の高い現場での応急処置を実施されました。

携わっていただきました職員の皆さんには、慰労、感謝いたしますとともに、日ごろから

広域な本町において、同時多発的に発生する災害に対し、対応いただく職員の人員不足と温度差を危惧しております。

発足後6年となる京丹波町が、万が一の大災害に備え、即応できる組織体制及び本庁と両支所との連携を定めた実行計画は策定されておりますか。

また、その内容は、すべての職員が十分に認識し、非常時において円滑に運用できる状態にあるのかお聞きいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

本町では、京丹波町地域防災計画、いわゆる災害応急対策計画に基づきまして、町内において災害が発生しましたとき、または発生する恐れがある場合において、災害警戒本部や災害対策本部を設置をして、本町が有する全機能を発揮して災害の予防及び災害応急対策を実施するための体制を整備いたしております。

職員に対しましては、毎年度当初に災害警戒本部や災害対策本部の編成や動員計画、あるいは連絡網、災害被害調査実施方法等について周知をいたしております。

また、去る5月29日の台風第2号の対応につきましては、消防団長である議員には、大変お世話になったところでありますが、気象警報の発表が予測される場合は、あらかじめ職員に連絡体制について徹底させるとともに、管理施設の安全管理を指示しているところでございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 梅原好範君。

○4番（梅原好範君） 次に、本年度に創設された自主防災組織育成事業についてですが、地域防災の基盤強化を推進するために、資機材や備蓄物資整備を目的としておりますが、どの程度の取り組みを見込み、住民に対してどのように周知されているのかお聞きいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町では、区、自治会等が災害から地域社会を守るために、自主的に結成し、運営する自主防災組織に対しまして、自主防災組織の育成を図ることを目的に、京丹波町自主防災組織育成事業費補助金交付金要綱をまず、制定をいたしました。今年度におきましては、3月定例会でご承認いただきました当初予算において10組織、100万円を見込んでおります。

今年度の事業推進に当たりましては、年度当初の各地区区長会において、補助金交付要綱とあわせまして、組織図や体制表などの資料を配布しまして、区長様に補助金の要望を照会

させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 梅原好範君。

○4番（梅原好範君） 本事業が、地域防災の向上に向け実効性のある施策となるよう、さらなる周知に向けた広報の活動をよろしく願いいたします。

続きまして、災害時の情報伝達手段について質問いたします。

本年4月より全町域にケーブルテレビ網が整備され開局いたしました。開局以降は、各種生活情報に加え、緊急時には最新機器による有効な伝達手段として活用されておりますが、災害などによる断線時には通信不能となるおそれがあります。その際の町民への情報伝達方法は、どのようなものを想定されているのかお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

まず、一義的には、ケーブルテレビによる緊急告知放送につきましては、ご指摘のとおり、災害時にはケーブルテレビ網の断線も考えられます。そうした際には、和知地区においては、防災行政無線の活用によりまして、あるいはその他の地域におきましては、広報車の活用をはじめ、各区長様への直接連絡、あるいは町消防団との連携・協力により、消防車両を活用して広報を行うなど、考え得るあらゆる手段を講じまして、町民の皆様に必要な情報を提供してまいりたいと考えているということでもあります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 近年発生した大規模災害時でのほとんどが、電力停止を伴う事実から、近隣市町では、ケーブルテレビ網の整備後も、発災後唯一の情報伝達手段として、防災行政無線を整備されている事例があります。

現在、本町一部において稼働しております防災行政無線については、アナログからデジタルへの変換期に当たり、技術的な問題が発生しておりますが、屋内でも情報を伝えることができるメリットもあり、将来的な防災網構築の観点から、残存も一つの方向性として考えられます。

提案を交えての質問となりますが、今後において防災行政無線の全町域への拡充を一つの選択肢とするお考えがあるのかお聞きいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ご提言いただいておりますとおりでして、今、アナログからデジタルへの

変換期であるということで、技術的な問題もあることから、今後十分研究させていただきたいと考えているということでもあります。

○議長（西山和樹君） 梅原好範君。

○4番（梅原好範君） 廃止・撤去のみを選択するのではなく、災害発生時における有効な情報伝達手段としての再配備も視野に入れながら検討いただけますようお願いいたします。

次の項目に移ります。旧町よりの地域の懸案事項として、地元区の皆様に多大なご心配をかけ続けてまいりました大倉区ヒヨ谷埋立地について質問いたします。

過去よりのさまざまな経過のもと、地元と行政間に深刻なあつれきが生じておりました同埋立地ですが、昨年、地元大倉区執行部並びに対策委員会の皆様とともに、寺尾町長、畠中副町長をはじめ、多くの関係管理職を伴った合同現地視察及び懇談会が実現いたしまして、問題解決に向け、地域と行政が互いに手を携え、前向きな議論を進めていく方向性が双方で確認されました。

以後も、問題解決に向けた大倉区とヒヨ谷対策委員会の皆様のご理解、そして担当課の努力により、土砂搬入が当初計画より短期に切り上げられるとともに、搬入量も縮小され、公共事業残土による埋め立て工事が完了いたしました。

地域擁護に基づき計画された河川付け替え工事等の周辺整備も、そのほとんどが完了した現在、埋め立て工事の推移を地域として見守る目的のもと立ち上げられましたヒヨ谷対策委員会は、今後跡地の有効利用について、行政とともに積極的な議論を深めることを目的とした組織として活動されるとお聞きしております。

大倉区歴代区長様並びにヒヨ谷対策委員会の皆様の長きにわたるご労苦に対し、心よりの感謝を申し上げます。

埋め立て工事の完了、そしてこうした地元区の将来を見据えた動きを受け、今後において地域と手を携えた具体的跡地利用の計画策定方法は、どのように考えていくのかお聞きいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いろいろお世話になっております大倉区のヒヨ谷につきましては、国土交通省による土砂の搬入が、終了しました。防災対策として進めておりました大倉谷川の河川付け替え工事も、本年度に管理用道路等を整備して完成することとなりました。

今後におきましては、土地利用の検討を進めていくことといたしております。本年4月より新設いたしました開発プロジェクト推進室を中心に、検討をしてまいりたいと、まず、考えておりますが、何よりも地元との連携が重要であると考えております。

従いまして、今後の土地利用計画を立てていく過程では、地元と行き来しながら、よりよい方向を目指していきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（西山和樹君） 梅原好範君。

○4番（梅原好範君） ただいまの町長のご発言にもありましたように、今年度より開発プロジェクト推進室が創設されましたが、ヒヨ谷跡地問題に対応する過程での関係部署との役割分担、そして地域とのかかわり方は、具体的のどのように進められるのか、わかっておりましたらお尋ね申し上げます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 土地利用計画を検討する上で、まず、役場内という意味ですが、庁内関係課とも十分な協議を進める必要がまずあるわけですし、地元との連絡の窓口となり、連携して進められるように、いわゆる開発プロジェクト推進室が主導してまいるということがあります。

以上でございますので、議員さんには本当にお世話になっておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（西山和樹君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 京丹波町はもとより、地元区にとりまして最善となる方向性が十分な議論のもと決定し、一日も早い完成が目指せますよう、寺尾町長はじめ担当課の皆様には、さらなるご理解とご努力をお願いいたします。

続きまして、和知地区北部集落の防災対策について質問いたします。

昨年12月末から本年1月はじめにかけ、和知地区北部集落において、倒木による送電線の断線事故が複数カ所で発生し、長時間の停電被害と水道施設の停止による断水が生じました。年始の休暇を返上した水道課職員と支所職員の懸命な対応により、ポリタンクによる飲料水が確保され、電力停止でポンプが作動せずに水位が低下し給水不能となった水道施設も、後日回復いたしました。が、家族と過ごす正月休みの最中、水道、照明、電気暖房機器、電気調理機器、給湯器を断られた不安と、トイレや入浴さえもままならない腹立たしい不自由は容易に想像できるものであり、今後こうした状況を回避するため、平常時からの防災対策は必要不可欠なものであると考えます。

例えば、被災する可能性のある主要道路沿線や送電線沿いの立木について調査し、地権者とも協議した上で、必要な範囲内を伐採するなどの防災対策の必要性について、どのように考えておられますか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今ご質問という形で言ってもらった認識と私も全く一緒なんです、お答えをさせていただきます。

支障木等につきましては、パトロールなどによりまして除去を行っておりますが、道路区域外の立木伐採につきましては、個人の財産であるために、公金負担による伐採等は不公平性の観点から問題がありまして、将来にわたり管理責任が発生することから、道路管理者だけではなく、土地の所有者、そして地元、町や関係機関を含めた課題であると考えております。今後は十分に議論した上で、対応のルールが必要であるなど、今回認識したところであります。そのことで検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 町独自の対策としては取り組みが難しい部分もあると思いますが、送電環境保護の観点から、倒木になる可能性のある箇所を伐採するため、電力事業者への働きかけにより、実施する等の対策を講じてはいかがでしょうか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今申しましたとおり、普段に対応するルールをつくる必要があると思っております。そうした検討を、どういうふうにしたら普段の管理ができるかということを検討してまいります。

○議長（西山和樹君） 梅原好範君。

○4番（梅原好範君） 関連してお聞きいたしますが、北部集落へ通じる道路は、府道舞鶴和知線のみであり、災害発生時に道路が寸断すると、救急車等の緊急車両が進入できなくなる可能性があります。

現実には、先ほど申し上げました断線事故発生時には、無数の倒木により一時道路を通行できない状況にありました。医療過疎地に有効な救急救命措置が期待でき、地上交通網を必要としないドクターヘリの離発着場もこの地域には指定されておられません。

このような状況を想定し、地元集落が要望されております対岸迂回道路建設の計画は、現在どのように進捗しているのかお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 仏主地内における府道舞鶴和知線の対岸道路であります町道仏主溝ノ脇線につきましては、本年度より道路改良工事を計画、まずいたしております。ただいま本年の降雪による被害事例の報告を受けまして、地域住民の生活を守る意味で、必要性を再認識したということでもあります。府道の倒木等による通行不能時の迂回道路としての機能を備

えるために、北部振興会から提出されております要望書をもとに、現地踏査を実施いたしまして、地域住民が安全に通行できるように、防災対策についても考慮する中で、今年度に工事着手できるように進めております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 梅原好範君。

○4番（梅原好範君） 携帯電話は、現在の日常生活において、その利便性はもとより災害発生時における緊急連絡用として欠かすことのできない重要な役割を果たしております。そのような現状にありながらも、和知地区北部集落の一部においては、いまだに通信圏外であり山間の集落で構成されている実情からすると、地震や風水害により物理的にも情動的にも孤立地域となる危険を有しております。住民の安心・安全のみにとどまらず、生活環境の向上も含め、行政が主体となり携帯電話の送受信環境を整備する必要があると考えますが、町長はどのように考えておられますか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 携帯電話におきましては、依然不感地域が存在している状況に、まずあります。携帯電話は、民間のサービスでもあります。採算面などを判断して事業者が提供地域を決めております。現在、町内における不感地域での電波状況の改善、品質向上も含めまして民間事業者が計画的に進めていると、まず聞いてはおります。

また、各地域や利用者からの要望活動などを行うことも有効であると一義的には考えております。

しかしながら、北部地域にあつては、民間事業者だけでは基地局整備が非常に困難な地域でもあることから、国の交付金を活用して、平成24年度基地局の設置の事業化に向けまして、交付金要望を町としても行っているところであります。

携帯電話は、議員仰せのとおり、災害発生時等の緊急連絡手段としても、有効と考えておりますので、早期の実現に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 梅原好範君。

○4番（梅原好範君） 過去には総務省所管の国庫補助事業を活用し、行政が主体となり携帯電話用基地局の整備を実施された経過を聞いております。そうした事例も考慮いただき、早期実現に努めてください。

最後の質問に進みます。昨年5月より気象警報が市町村単位で発表されるようになりましたが、放送媒体により異なった表現となる場合があり、そのために学校教育現場において、

通常登校と臨時休校の判断が統一されず、早朝より混乱した事例が伝えられております。

児童・生徒の安全確保を最優先し、保護者に対して統一した情報を正確に伝えるため、町民への最も身近な情報伝達手段として整備したケーブルテレビの活用も含め、何らかの措置を講じる必要を感じておりますが、町長はどのように考えておられますか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 気象警報等の区域については、平成22年5月27日から市町村ごとに発表されることとなりました。

しかし、テレビやラジオでは、従来どおりの市町村をまとめた地域の名称で放送される場合があります。学校対応において混乱が生じたケースもあったところでございます。

そのような中、気象警報等発表時における学校の対応については、保護者の皆様あてに文書でお知らせさせていただいており、臨時休校の際には、教育委員会からケーブルテレビ告知放送によりましてお知らせしているほか、あわせまして各学校の地域連絡網等によりまして、連絡するなどの対応をさせていただいております。

今後も引き続きまして、必要な情報等については、ケーブルテレビの告知放送等により、町民の皆様にお伝えさせていただきますが、町民の皆様におかれましても、気象庁や京都地方気象台などの情報によりご確認いただければ幸いですと考えております。

○議長（西山和樹君） 梅原好範君。

○4番（梅原好範君） 気象警報を受けての対応は、防災活動とも密接な関係にあります。テレビ放送がデジタル化され、データ通信等の細分化した情報は入手可能となりましたが、気象警報の発令、解除等のわかりやすく整理された情報が容易に住民のもとに届けられるよう、行政として放送事業者に対し要望を行う必要性があると考えます。改善に向け、事業者に対する要望活動について、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 報道機関に対しましては、これまでも市町村ごとに警報の報道がなされるように要望をしまいたところでございますが、今後もさらに京都府を通じて、強く要望をまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西山和樹君） 梅原好範君。

○4番（梅原好範君） 東日本大震災の大きな被害を厳しい現実として受けとめ、防災計画の見直しが今、全国規模で求められております。

本町が現在運用しております防災計画は、昭和37年の伊勢湾台風被害の発災以来、50年確率の豪雨が確認されました平成16年の23号台風の被害状況を詳細に調査・研究し、

旧町よりの膨大なデータに基づき策定されたものです。

しかしながら、原子力災害対応については、国から指定区域外とされたために、空白とされております。今後においては、原子力災害対応の必要性が求められますが、決して拙速に計画策定を急ぐことなく、まずは被災地の徹底した災害検証、その上で国・府の指針に沿い、隣接市町をはじめとする連携する各防災機関との慎重で十分な議論のもと、災害時には地域ぐるみで要援護者の支援ができるオール京丹波町的な活動を目指した防災計画作成を講じていただきますようお願いいたしまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（西山和樹君） これで梅原好範君の一般質問を終了いたします。

次に、山内武夫君の発言を許可いたします。

7番、山内武夫君。

○7番（山内武夫君） それでは、通告書に従いまして、私は1点目には、災害に強いまちづくりについて。2点目に、節電対策等について。そして三つ目には、介護保険事業について。以上、3点につきまして、町長にお尋ねをしたいというふうに思います。

まず、はじめに3月11日に発生しました東日本大地震は、国内観測史上最大の巨大地震で、地震直後に襲った大津波は、無残にも一瞬にして沿岸部の人の命を奪い、家や農地を押し流してしまいました。亡くなられました方々と、今もなお行方不明の方々は2万4,000人に上ります。

また、福島第一原子力発電所の事故は、住民を不安な避難生活に追い込むとともに、農作物などが出荷停止になるなど、深刻な被害をもたらしています。

今、多くの人たちが家族や家を失い、絶望と悲しみの中から必死の思いで前を向いて生きていこうとされております。亡くなられた方々に心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、一日も早い復旧と復興を願うものであります。

それでは、通告書に従いまして、まず1点目に、災害に強いまちづくりについて、町長にお尋ねをいたします。

今回の福島原発の対応を見ておきますと、政府は一貫して事故を過小評価し、楽観的な見直しで行動する中で、放射性物質の拡散予測の情報公開も遅れたことにより、最悪の事態である高濃度の放射性物質に汚染され、とるものもとりあえず退避させられ、甚大な被害をこうむられるという最悪の事態を招いております。

先般、工程表が明らかにされましたが、すぐに見直しを迫られており、帰郷への見通しは全く立っておりません。10年、あるいは20年は戻れないとの声もあり、今後のはっきり

した見通しが明らかにされない限り、これからの人生設計も立てられず、被災された住民の不安は募るばかりであります。

住民は安全神話の虚構を信じ、国策だからと説得されて原発を受け入れられたものでありますが、こうした現実直面しますと、もはや原発推進という選択肢はあり得ないというふうに考えます。

そこで、町長にお尋ねをいたします。京都府の暫定計画が対象としております福井原発について、先に全面停止をした浜岡原発の次にリスクの高い原発として若狭湾一帯が上げられております。新聞に報道されておるとおりでございますが、そういう中で、関電の電力の供給の51%が、原子力と言われている中で、今後原発への依存をどのように考えられておるのか、まず町長にお伺いをいたします。

あわせて、安全性が疑問視される原発の住民に対する正確な情報公開が必要と考えますが、説明会の開催など、国、また関電等に要請すべきというふうに考えますが、町長の見解、まずお聞きをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、お答えいたします。

東日本大震災に伴います福島県の原発事故に対する政府の対応等につきましては、さまざま報道がなされているところでございますが、住民の安心・安全の確保のためには、議員ご指摘のとおり、まずは正確な情報を伝えることは最も大切であると認識いたしております。

後段、質問という形で提言いただいた町民への説明会につきましては、いまして時間をいただきたいと思います。前向きに検討してまいります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） ちょっと答弁がなかったように思うんですけども、1点、今回の福島原発の事故対応ですね、これを見ておりますと、冷却水がなくなると炉心が溶けて、そしてコントロール不能になると、そういうようなことから放射性物質を原子炉に閉じ込めておく、そういう完全な技術が存在しないというようなことが、私は判明したやないかというふうに考えておるんですけども、そういう中で、今も言いましたように、新聞報道にもありましたように、浜岡原発の次にリスクが高い原発が、若狭湾一帯の原発やというようなことで、新聞報道もされておりましたけれども、そういう中で、今後町長として、今行っております原発依存のこういうエネルギー政策を、どのようにお考えなのか、基本的なことを町長にお伺いをしておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今回の福島原発の事故に、こうして遭遇しまして、私は思うのは、やっぱりできるだけ原子力に頼らない電力供給が望まれるというふうに、基本的に考えています。それには、多少の時間がかかるだろうし、今、京丹波町でも実施しています太陽光発電等、今は高いけれど、政府の方針で立法措置をしてもらったら、1,000万戸というて、菅総理大臣がサミットで発表したんですか、たくさんそういうことをすることによって単価が下がるんで、やっぱり国の政策が、まず基本になければならないというような考えであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） 先般、大地震による福島県での原発事故を受けまして、京都府では、地域防災計画の見直しに向けた専門家会議が開催されたということで、これも新聞にも報道されておりましたけれども、緊急時の計画区域の範囲を原発から半径20キロメートルに拡大すべきやというような意見が、その際会議で出て府の防災会議で決定をされたというふうな報道がありましたけれども、そうしますと、当然、京丹波町の一部もその範囲に含まれるということになります。そこで、京丹波町での20キロメートル圏域に入る地域と人口、また緊急時避難準備区域とされる30キロメートル圏域の地域と人口は、どこまでで何人なのか、お伺いをいたします。あわせて、策定されております町の地域防災計画の抜本的な見直しが必要やというふうに考えますが、町長の見解をお聞きをしておきます。

また、計画樹立とあわせまして、緊急時の計画区域すべての自治体との協議やとか連携、調整も必要やというふうに考えますが、これにつきましても町長の見解をお聞きをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京都府におきましては、福島第一原発の事故を受けまして、京都府地域防災計画の原子力発電所防災対策の暫定計画を5月20日開催の京都府防災会議で決定いたしました。

原子力災害の避難想定などの対策を、重点的に行う緊急時計画区域の範囲を、いわゆる半径10キロから20キロに、拡大をまずされました。

このことを受けまして、本町の一部地域が高浜原発から半径20キロ範囲に位置することから、今回の補正予算案にも計上させていただいておりますが、今年度中に京丹波町地域防災計画の原子力発電所防災計画編を策定することといたしております。

また、京都府の取りまとめにより、20キロ圏内に位置します舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町の5市町と関係市町連絡会議を開催しているところであります。

今後におきましても、引き続き関係市町と情報共有や連携等を行ってまいりますというこ
とで、残余は担当課から説明させます。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 今回見直しをされましたEPZの20キロ圏内でございますが、
本町域におきましては、和知の仏主が該当するということでございます。人数といたしまし
ては、現在29人ということになってございます。さらに、30キロ圏内につきましては、
概ねJR和知駅周辺までが入るだろうという予測でございまして、ここは約3,000人と
いうふうなことで、京都府のほうでは押さえておるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） 今回の災害は、地震、津波という自然災害に原発事故という人災が加
わった歴史的な、世界の歴史でもまれな災厄であります。テレビ等のメディアの報道を見
ておりますと、放射性物質の環境放出など危機的な状況が進む一方で、安全神話というこ
とをてこにしまして、何の根拠もなく冷静に対応をお願いをしたいとか、直ちに健康に影響
はないなどと、言ってみれば無責任な発言に終始をしておりましたけれども、福島原発の現状
は、ご承知のとおり過去最悪のレベル7となっており、今もって終息のめどが立っておらん
というような実態であります。

このような深刻な現状を前にしまして、何ら適切な手を打たないまま時間が過ぎていく危機
的な状況に陥っているのが実態やないかというふうに考えております。

そこで、今まで大変難しい問題やというようなことで、敬遠されがちでした原発問題が、
大きな国民的な関心事となっております現在、地域防災計画を見直すための時間的な余裕と
いうのが余りないというふうに考えますが、今も町長の答弁では、この見直しを年度内とい
うようなことでお聞きをしましたけれども、それでは見直しをする具体的な内容とか、検討
課題はどういうものがあるのか、お伺いをしておきたいというふうに思いますのと、あとも
う1点は、防災計画の見直しに当たっては、住民への説明はどうするのか、あわせて今後の
原発エネルギー政策を考える、そういう学習会なども開催をすべきやないかというふう
に考えますが、町長の見解をお聞きをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確か今朝の新聞やったと思うんですけど、メルトダウンだけやなし

に、下へさらに突き抜けとるん違うかというようなことを、I A E Aに報告するというような記事がありました。いうように日本国民に対して知らせる報告する義務が、私は政府にあったと思うんですけど、I A E Aに先ずるということは、非常に矛盾を感じています。そうしたことから、先ほども答弁したとおり、しかし、それほど知識を持ち合わせているわけやないんで、正確な情報収集と、そしてそれを分析しまして町民の皆様にご説明するとか、あるいは関係市町、5市町と連携をするとかということでも対処しておりますので、今年度中という表現になっております。できるだけ早い時期に、議員が提言していただいているような方向で進めていきたいと、そのように考えておりますのでよろしく、またご指導いただけたらうれしく思います。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） 今も防災計画の見直しのことで質問もしておるんですけども、年度内ということですけども、それでは今も質問しておったんですけども、具体的な検討課題を、どのようなことがあるのか、どのようなことを課題に挙げて、今回原子力編というのを策定しようと考えられておるのか、そういう具体的な内容についてお伺いをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、はっきりしていることは、仏主地区を含む北部、いわゆる上栗野、細谷、下栗野、西河内あたりは、いち早く逃げてもらうということが、第一番の対策だというふうに考えております。

その後については、技術的なことがありますので、十分検討して対策を立てていくということをおし上げております。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） 次に、自主防災組織の取り組みについて、町長にお尋ねをしたいというふうに思いますが、ご承知のとおり災害はいつどこで起こるかわかりません。いざというときに行政に100%頼るといことはできませんし、行政の手を借りずに普段から安否確認体制の構築など、お互いに顔の見える関係やとか、コミュニティーづくりを通して、さまざまな災害を想定しての訓練が必要やというふうに考えます。地域の防災力を高めるためには、住民の防災意識の向上が不可欠です。それには、各防災施策をリンクさせ、包括的に取り組んでいくことが求められております。

そこで、本年度から自主防災組織への補助制度が制定をされておりますけれども、自主防災組織の行く末とか活性化に向けて、また、高齢者など要援護者への支援など、具体的にど

のような取り組みや支援を考えられておられるのか、町長にお伺いをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 大地震や広域洪水などの大規模災害時には、建物の崩壊や道路、あるいは橋梁等の損壊なども予想されまして、そうしたときには、行政及び消防機関等の活動が著しく反対に制限されたり、対応が遅れたりする恐れがあるということでもあります。

このような場合は、一定の期間は、住民の方々のみずからの救助活動等が必要となることから行政区、自治会等を単位といたしまして、初期消火をはじめ被災者の救出救護や給食給水の実施など、災害から地域を守るための防災活動を自主的に行う自主防災組織の活動が求められているところであります。

各行政区においては、既に自主防災組織としての役割を果たしていただいているところがございますが、より強固な、いわゆる災害対応組織として対応していただく必要があることから、京丹波町自主防組織育成事業費補助金交付要綱を制定いたしまして、これら災害への備えの推進を図ることと、まずいたしております。

また、要援護者への支援につきましては、京丹波町災害時要援護者避難支援プランに基づきまして、災害発生時においては、各行政区をはじめ、町消防団、社会福祉協議会、京都中部広域消防組合、そのほか関係機関と連携を図りながら要援護者への支援を適切かつ円滑に実施していきたいと考えております。そういうことでご理解いただけたらうれしいです。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） 今、答弁いただいたんですけれども、自主防災組織の育成・支援を行うということですが、住民の自発的なそういう取り組みを待つのでなくて、今回の未曾有の大災害を教訓として、町として区やとか地域振興会等との協議を進め、積極的に災害に強いまちづくりを柱とした、そういうまちづくりを進めるべきというふうに考えますが、再度町長の見解、お聞きをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先に梅原議員にお答えをしておったんですが、全体区長会、あるいはそれぞれの区長会でもいろいろ通知、案内をしているんですが、区、あるいは自治会が災害から地域社会を守るために、自主的に結成していただいた自主防災組織に対しまして、自主防災組織の育成を図ることを目的とした、いわゆる補助金の交付要綱をまず、制定いたしております。

もちろん、制定したということで、いろいろ組織図を含む説明を既にしてしております。今年度におきましては、10組織100万円を交付金として予定もいたしております。そういう

ことで、一生懸命一層そうした今回の災害を教訓として、自主防災組織の活性化に即戦力になるように行政と一緒に連携していきたいと、そんな思いであります。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） ある集落においては、災害時の要援護者の名簿を自主的に作成をして、避難誘導やとか安否確認に活用できるように準備をされておる、そういう集落もあります。町では、本年度から、今も町長の話にありましたように、災害時要援護者の非難支援制度を創設をされておりますけれども、町が対象としている要援護者は、寝たきり高齢者やとか身体障害者などで、個人の同意が得られた方に限定をされておるということ聞いております。同意が得られない約15%の町民も含めて、町として町民全員の実態を把握する中で、支援体制を構築することが重要と考えますが、どうでしょうか。

まして、大規模災害時には、支援をする人たちも被災者になるおそれがあります。こうした中、スムーズに避難誘導をしてもらうためには、平時からの具体的なマニュアルを作成をしたり、実践的な訓練も必要と考えますが、町長の見解をお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ちょっと私からの答弁は重複しますので、担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 議員ご指摘のとおり、災害時要援護者の名簿に関しましては、リストというもので、すべてを網羅した方から同意を得た方、大体80%余りの方で台帳というものを作成をさせていただいております。その以前に、リストというものですべての方の名簿といったものも、消防と、いわゆる我々福祉部局の担当部局では、保有をしております。万一のときには、個人情報、生命よりも重いものという、個人情報というものはないかというふうにも思いますし、また個人情報保護条例につきましても、生命等に危険が及ぼすときには、その規定は超えるということもありますので、万が一の発災時につきましても、そういった、大もとのリストというものを活用させていただきたいなというふうに思っておりますし、また、今回の震災を受けまして、再度消防防災部局と具体的な避難支援、あるいは避難所での対策について、再度協議をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） それでは、次の質問に入りたいというふうに思いますが、先ほども梅原議員のほうから質問がありましたけれども、本年度から各集落に対する防災資機材の備蓄

補助金制度が創設をされております。集落の備蓄状況の実態がどうなのかお伺いいたしますのと同時に、制度活用の徹底を図る必要があるというふうに考えますが、先ほど10組織の100万円を予算化しておるといふようなことでしたけれども、また、区長会にも説明をしておるといふことでしたけれども、そのほかに、どのような方法、周知方法を考えられておるのか、区長会のみで説明で周知はされたといふふうに感じられておるのか、その点につきましてもお伺いしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 各行政区における防災資機材の備蓄状況は、現在のところでは把握できておりませんが、今後におきまして、自主防災組織育成事業費補助金交付事業の実施などにより、把握してまいりたいと、まず考えております。

なお、今年度の事業推進に当たりましては、年度当初の各地区区長会において補助金交付要綱とあわせ、組織図や体制表など資料を配布しまして、区長様に補助金の要望を照会させていただいております。今後におきましても、機会をとらえまして、広報していきたいと考えているということでありまして、広報については、いろんな方法があろうかと考えております。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） 次に、木造住宅の耐震化の問題につきまして、町長にお尋ねをしたいというふうに思いますが、耐震化診断と耐震工事に対しまして、助成制度を行っていただいておりますけれども、昨年質問をしたときには、現在のところ問い合わせはあるものの、申請はまだゼロやというような回答もいただいておりますけれども、現状はどうかお聞きをいたしますのと、まずは耐震化の重要性を認識をしていただくという必要があるというふうに思います。今後、継続的な事業啓発が必要やというふうに考えますが、今後の事業の推進をどのように考えられておるのか、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かに、あんまり評判がよくないやなというふうな思いで、前回も答弁しておったんですが、お答えをまずしていきます。平成22年度から実施している事業であります、昨年度の実績はありませんでした。

なお、昨年度においては、5件の問い合わせがありまして、ほとんどの方が耐震診断士による診断を受けておられず、木造住宅耐震診断事業等を活用して、診断をまず受けていただくようにお勧めをいたしております。

今年度につきましては、5月の広報京丹波お知らせ版、町ホームページを利用して、

事業周知をしたところではありますが、今後の取り組みといたしましては、京都府下でもこの事業の実績が伸びてない現状がございますため、補助金の上限額の見直しが検討されております。京都府との連携によりまして、一人でも多くの方にこの制度を利用していただけるように、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） それでは、災害に強いまちづくりの最後の質問をしたいというふうに思いますが、実は、役場庁舎、これ災害が起きた場合には、災害対策本部に切りかわるということになっておるんですけれども、ご承知のとおり、この建物を見ておりますと相当老朽化もしております、震度5とか6になると、たちまち倒壊のおそれがあるというようなことを、私は考えておるんですけれども、町長、率直なご意見、どのようにお考えか、まずはお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ご指摘のとおりだという認識ではおります。その他については、またお答えしていきます。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） 仮に、災害が発生して倒壊をしたと、そういうふうになりますと、防災対策本部は機能しないという、そういう事態が発生するというふうに想定をされるわけですから、そうした場合、災害対策本部は、どこに設置をされるのか、また、その場合の指揮命令をどこでされるのか、これは仮定の話ですけれども、町長の見解、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それではお答えいたします。確かに、本庁舎については34年に建築されて非常に老朽化が進んでいるんですが、災害対策本部の機能を保持できるかということにつきましては、支所を含め役場本庁舎の耐震診断を行っておりませんので、どの程度の地震に耐えうるかについては、お答えすることができませんが、役場本庁舎は34年建築でございます。大規模地震の発生時に災害対策本部として、機能できない可能性もあるわけですが、各支所においても本庁と同様に断線時に対応可能となる京都府衛星通信系防災情報システムと専用の自家発電機を備えていることから、被害状況に応じて対策本部機能を支所に移すなど、臨機応変に対応してまいりたいというのが現在でございます。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） 続きまして、節電対策につきまして、町長にお伺いいたします。

先般の、これも報道によりますと、京都府は関西電力に対しまして福井県内の原発4基の運転再開を認めない、そういう姿勢を示し、夏場の電力不足に備えて対策をとるよう求めると同時に、京都府としても必要な電力対策を実施するとしております。このことについて、町長の見解を、まずはお伺いをしておきたいというふうに思います。

また、大きな電力不足が予測される中で、町として公共施設の節電対策や町民に節電や電気を使わない暑さ対策を広報し、協力を求める、そういう向上的な取り組みが必要というふうに考えますが、町長のお考えをお聞きをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、節電については、今回の災害を教訓として、常時節電をいろいろ呼びかけるというのか、いろいろ案内することは大事なことでと考えております。

電力需要がピークになります夏場を迎えるに当たりまして、関西電力からの節電要請の可能性について報じられております。要請されるまでもなく町民、団体、事業所及び行政がそれぞれの立場でやること、私たちはそのことを今回の大災害から教訓として得たと考えております。

また、町内では地球温暖化防止と節電に取り組まれる団地や、あるいはゴーヤ栽培によるグリーンカーテンに取り組まれるなど、そうした事業所もあるように伺っております。

本町といたしましては、平成19年3月に策定いたしました京丹波町地球温暖化対策実行計画で、CO₂の排出量を5年間で4.5%削減することを掲げて取り組んでまいりました。平成21年度末で2.4%の削減となっております。

また、この夏に向けての取り組みといたしましては、既に議会でもご協力をいただいております、あるいは取り決めいただいておりますクールビズを実施いたしております。これら節電対策といたしましては、京都府町村会などで合意された方針により、昼間のピーク時で10%、平時で5%削減を目指しまして、本町において、さらなる節電対策に努めてまいりたいと考えております。

あわせて、家庭でできる節電や暑さ対策についても、広報誌やケーブルテレビ等を活用しまして広報してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） 町民に対しまして、無駄な資源を使わない、そういう家庭でできる節電対策やとか、そのことがひいては節約にもつながるわけですので、そういう省エネの取り組み、具体的に提示をしていただきながら、協力を求めているというふうに考え

ておりますので、よろしく申し上げます。

次に、今地球温暖化対策、これが喫緊の課題になっておるところですが、そういう中で新たな対応というのが求められておりますけれども、今回の事故によりまして、脱原発、原発にかわり得るエネルギーとして有効な取り組みとして、太陽光発電の普及拡大が上げられているというふうに考えます。天然資源が乏しい日本にありましては、枯渇の恐れがないし、また、二酸化炭素の排出を大幅に抑制する効果が期待できるということで、太陽光発電を普及拡大をしていくことが大変重要やというふうに考えております。

一例ですけれども、群馬県の太田市では、太陽光発電の町として、以前からこの補助制度を取り入れて、太陽光発電の町として注目を集めておられるようであります。

そこで、今回の大災害を教訓として、自然エネルギーを活用した発電、ライフラインの確保などの取り組みを、一層推進すべきやというふうに考えます。町としても、現在まで太陽光発電の補助制度を取り組んでおられますけれども、そういう取り組みというのも一層推進すべきやというふうに考えますが、町長の見解、もう一度お伺いをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 一層推進していくべきだと考えております。

このたびの大震災によりまして、日本のエネルギー政策は、大きく転換が迫られていると、私も考えております。国においては2009年度時点で、水力発電も含めまして約9%であった自然エネルギーの発生率を2020年度の早期に20%に拡大する方針が示されまして、その目標達成の手段として太陽光パネルの1,000万個設置やメガソーラー導入など、さまざまな方策が報じられているところでございます。

また、今回の震災で、太陽光による電力が、避難所等で利用され、大きな役割を果たしているところでありまして、自然エネルギーを活用したライフラインの確保については、今後の検討課題あるとも考えております。

なお、本町の住宅用太陽光発電システムの補助については、平成22年度に取り組みを開始しまして、初年度においては30戸、今年度は40戸分の予算を計上し、5月末時点で10戸分の申請を受けているところでございます。地球温暖化防止、自然エネルギーの有効活用の観点から、今後とも住宅への太陽光発電システムの導入を支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） 続きまして、介護保険事業につきまして町長にお伺いをいたします。

介護保険制度がスタートしまして10年が経過をいたしました。今、高齢者介護は大きな社会問題となっております。常時介護を必要とする高齢者が入所されております特別養護老人ホーム、これに希望しながら入れない、そういう待機者は、全国統計ですけれども42万人。10年前の約4倍にも達しております。一方、65歳以上の介護の保険料は、3年ごとに引き上げられておまして、厚労省の試算では、来年度からの制度見直し時点で、保険料を全国平均で現行より25%も高い月額5,200円にしなければ、制度が維持できなくなるというふうに言われております。

そこで、来年度からの第5期の介護保険事業計画の策定スケジュール、京丹波町においてはどのようになっておるのかお尋ねをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いわゆる、第5期介護保険事業計画の策定につきましては、学識経験者や関係団体などで構成する計画策定委員会を7月に設置いたします。そして、現行計画の進捗状況の検証、あるいは課題の分析、日常生活圏域でのニーズ調査、事業者や関係団体のヒアリング調査を行いまして、この委員会におきまして、3月の策定に向けて協議いただくことといたしております。

具体的なスケジュールにつきましては、策定委員会で決定いただくこととなりますが、3月までに京都府へ意見照会をする必要がございますので、2月には計画最終案の策定をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） 全国の統計では、介護保険が導入をされた初年度からして、推計より既に倍近くの要介護認定の申請があるというふうに報告がされております。

そこで、京丹波町における申請件数は、どのように推移をしておるのか、年度別に報告をしていただきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁いたします。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 年度別ということでありましてけれども、介護保険制度の初年度に当たります平成12年度と、それから合併後、同じ介護保険制度となりました平成18年度、それから直近の平成22年度という形で、ご報告をさせていただけたらなというふうに思っております。

まず、初年度に当たります平成12年度の申請件数につきましては、1,012件でございます。それから、合併後の平成18年度は1,224件でございます。それから、直近の平成22年度は1,364件ということでございます。本町におきましても、年々増加傾向にあるということでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） 前回の介護保険事業計画策定のとときでありますけれども、平成21年の介護認定の見直しにおいては、その前のときの認定より、軽度になったり、中には非該当になったりするなど、介護認定に非常にばらつきがあったということで、全国的にこれは問題になりまして、再度認定の見直しをしなければならんというような事態も生じておったんですけれども、要介護認定には、コンピュータによります一次判定と、それから審査会の二次判定ということで決定をし、申請から30日以内に認定をすると、決定をするということになっておるんですけれども、今も申請件数を聞いておったんですけれども、年々増えてきておるという中で、京丹波町での調査員の人数体制、これは町の人口規模、また申請件数からして充足をしておるのかどうか、お聞きをいたします。毎月の調査事務に追われて、追いまくられているのが事態やないかなというふうなことを考えておりますが、そういう中で、多重な仕事になっておるのではないか、そういう実態があるのではないかというふうに考えますが、町長の見解をお聞きをしておきます。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 認定調査員の関係でございます。専属という職員の体制でさせていただいておるところではございません。基本的には、初回の認定調査につきましては、基本的には保健師、それから、施設に入所されておる方に関しましては、一定委託をさせていただいて、施設のほうで認定調査を実施していただく場合もございます。

正直、議員ご指摘のとおり、保健師等につきましては、今も健診が今週から始まっておりますし、そういった主とした業務も含めた形で認定調査もさせていただいておりますので、正直、かなりの過重にはなっておるかなというふうにも考えております。

それから、今回地域包括ケアの関係で、ソフト事業を京都府のほうの事業を受けることになりまして、7月から介護支援専門員、ケアマネさんを常雇で、臨時雇用ではありますけれども、採用をするということになっておりまして、そういったことで、少しは軽減につながるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） 次に、京丹波町におきます介護福祉施設の入所待機者数が、現在何名なのか。現在の需要と供給のバランスはどうか、その点についてお伺いをいたしますのと、もう1点は、京都府では、老人ホームの入所待機者の解消を目指した新たな整備枠と申しますか、入所定員総数、必要とする入所定員総数等を設定をしておると申すふうなこともお聞きをしておったんですけれども、南丹圏域における必要数を調整する、そういう会議というのが開催されておるのかどうか、お聞きをいたしておきます。

また、町内の特養の事業所から、増床の要望があるというようなこともお聞きをしておるんですけれども、今後どのように整備を進めていこうと考えておられるのか、その点につきましても町長の見解、お聞きをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

平成22年度介護老人福祉施設入所申込者や状況調査による実入所申込者数は83名となっております。将来的な不安を見越した申し込みもありまして、申込者すべてが即待機者ということではないと考えております。施設入所への依存度は、年々高まっていると考えてもおります。

施設整備のあり方に関しましてでございますが、入所定員30人以上の特別養護老人ホームにつきましては、南丹圏域での市町間での調整の上、京都府が指定することとされておまして、町の独自判断で整備できるものではございませんが、第5期計画を策定する中で、サービスと負担のバランスに配慮しながら、日常圏域でのニーズ調査や事業者の意向調査の結果を分析しまして、地域密着型施設の整備も含め、慎重に検討していく必要があると考えております。

こうしたことから、今朝ですけれど、与謝野町でこういう特養を含むいろんな福祉施設を町が用地を買って、そしてそういう計画があるというのを京都新聞で見たもので、どういう形で町の土地をそういう福祉施設に貸すのか、あるいは売するのか、調べてくれと、まだ担当課長まで話がいったいかわかりませんが、指示したところです。あるいは3施設特養がございますので、そこの経営内容についても、ぜひ知りたいというようなことを指示しております。

特に私、知りたいのは、非常勤役員への報酬とか、常勤役員への報酬とかということが知りたいと、とにかく経営内容を一回知らせてもらって、適切ないろんな相談をしていきたいと、そんな思いでおります。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） 南丹圏域の整備枠というのはいないかいな。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課に答弁させます。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 施設の総量規制の問題につきましても、国会のほうで議論をされておったわけですが、現時点におきましては、そういった総量規制に関しましては、継続をするということで、京都府にもお伺いをしておりまして、前回につきましても、平成21年度からの計画でありましたので、平成22年度の多分12月ぐらいではなかったかと思うんですが、計画策定期間中において、ある一定南丹圏域で、もし施設の整備というものがあれば、亀岡市、南丹市、京丹波町、それから京都府と、調整の会議があるんじゃないかなというふうに思っています。現時点においては、機会があるということではなくて、今後の検討の中で整備があれば、その中で調整をしていく必要が、また前回に続いてあるのではないかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） 国は、施設の利用が増えるとコストがかさんでくるというようなことで、あわせて介護給付やら保険料のアップにもつながりかねないということで、施設の利用者数を要介護度2以上の認定者数の37%以下に抑えるという、そういう指針をつくっております。市町村はこの指針を参考にしながら、施設整備を進めて利用者数が想定枠を超えたら、新たな施設の開設を拒んでいくと、拒否をするというような、そういうようなことも、国の厚労省が言っております。そういう指針に沿ってあるわけなんですけれども、その指針というのが、昨年6月に厚労省が平成24年、つまり来年度から地方自治体の判断で施設整備ができるように、こういうような規制を撤廃をしたということなんですけれども、今聞いておりましたら、堂本課長のほうから、撤廃があったのを再度見直していくというような、そういう答弁やったかなというふうに考えるんですけれども、私が考えるのには、この規制が撤廃をされたというのが生きておるといふふうに考えておったんですけれども、そうしますと、国の見直しを期に、今後実態に即して施設整備を進めるべきやというふうに考えますし、そういう要望の声に耳を傾けるべきやというふうに考えるんですけれども、再度そこら辺の見解、ちょっと私の取り方の違いもあったかもしれませんが、お伺いしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 一つの法律ができれば、それに100%従わんなんと、基本的には思います。何だかんだ言うても。せやけど、基礎自治体の使命としては、必要なものは確保するというのが、基礎自治体のまた役割だという認識でおりまして、自分自身先ほど申しましたとおり、三つ、四つ、そして、あるいは診断等も私も矛盾に感じるんですが、多分要支援1、どっちが重いんかちょっと記憶してないんですが、2、そして介護1、2といくわけですけど、2ぐらいになると、さすがに家族によっては特養へ世話にならんと実際生活できんというような場面も今まで承知していますんで、京丹波町の中で生活していらっしゃる町民である以上、やっぱり基礎自治体としての使命を果たしていきたいというのが、私の姿勢であります。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 先ほど申しましたのは、総量規制ということで、ある意味広く言うと全国的の範囲の中の総量があって、それから京都府の総量があって、それから南丹圏域の総量があると、その総量、すべての枠の数に関しては、そのまま法律変わらずにいくということでありまして、今議員さんがおっしゃっていただきました要介護の方の2以上の37%の関係に関しましては、おっしゃるとおり参酌標準という表現で、国のほうは表現しておりますけれども、それに関しましては、その文言については削除することとするということでございますので、議員の仰せのとおりということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君。

○7番（山内武夫君） 町内の老人ホームやとか、また町外の事業所からも、施設整備の要望があるというふうに聞いておるんですけども、町長のもとにそういうような話がいつておるのかどうかお伺いしておきたいというふうに思いますのと、もう1点は、待機者の解消に向けて、第5期の事業計画に十分反映させるべきというふうに考えますが、再度町長の見解をお聞きをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ありのまま申しますと、あんまり相談ないんです。せやけど、あるだろうなということで、資料をあらかじめ取り寄せて調べているという状況でございます。

以上です。

○7番（山内武夫君） 以上で質問を終わります。

○議長（西山和樹君） これをもって、山内武夫君の一般質問を終了いたします。

ただいまから暫時休憩をいたします。

再開の時刻は10時50分からといたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時50分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、村山良夫君の発言を許可いたします。

6番、村山良夫君。

○6番（村山良夫君） それでは、23年第2回定例議会一般質問を先に提出いたしました通告書に基づき行いたいと思います。

平成23年度予算は、非常に積極的に編成されており、特に当町にとっては100年来の悲願であった水資源の確保ということで、畑川ダム関連事業がダムの本体が予想できるほどコンクリート打ちの手前まで着手された。

また一方、これからの100年後の礎となるべき京都縦貫道路関連事業も具体的に測量等の検討段階を迎えると、このような当町にとってというか、この地域にとって歴史的な時期に、議員の末席をけがしていることは、私にとっては非常に名誉なことであると同時に、その責任を痛感するところであります。この思いは、町長も同じでないかなと、このように思っている次第でございます。

先の、第1回定例会の一般質問でも、歴史的な23年度予算、先ほど申し上げたような予算をやり遂げるためには、世界的な情勢不安から、原油とか小麦等の食料品等の生活費の値上がりが予想され、そのためには、やはりこれだけの慈愛事業をやるための町の予算については、財政的な運営に慎重を期さないと非常に難しい問題が生じるのではないかということをおたじました。

ところが、その質問をさせていただいた二日後、何百年に一度、いや何千年に一度といわれるような大震災が日本を襲いました。この東日本大震災には、地震、それから津波等の復興はもちろん、原子力発電所の放射能対策と膨大な資金が必要とされています。一部マスコミによりますと、その額は26兆円とか50兆円とかと言われており、この復興等の資金というのは、国の財政運営にも大きな影響を及ぼしますし、その結果、地方財政にとっても地方交付金の減額、公共投資の縮小等にあられることは必至であると、このように思います。そのことは、町長も過日の行政報告でも特別交付金等が減少するだろうというようなことで触れられております。

また、私は第1回定例会でも、当町の予算規模というのは、理想としては100億円を80%ぐらい減らして、90億円前後にするのが妥当でないか、そのためには行政コストを引

き下げる、具体的には物件費、人件費等を見直すということが望ましいのではないかということ指摘いたしました。

そして、きょう、大震災が発生した現在の国の財政状況を見ますと、このことはどうしてもやらないと、今申し上げました、町にとって歴史的な大事業はできないと、このように思います。

以上のようなことを前提といたしまして、次の質問をいたします。

まず最初に、畑川ダム関連事業は、京丹波町にとって100年来の悲願であり、どんなことがあってもやり遂げるべきだと思いますが、町長の見解をお聞きしたい。あわせて、この事業の完成時期と当町の予算に係る負担金というんですか、総額は幾らぐらいになるか、お聞きをしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、お答えしていきます。

本町は、分水嶺に位置しまして、水道水源は地下水や溪流からの取水に依存して、天候に左右されやすく不安定で渇水の影響を受けやすい地域となっております。こうしたことから水不足の解消は、合併前の丹波瑞穂地域の長年の悲願であったところございます。

さらに、高屋川及び畑川は、過去から洪水被害も発生しておりまして、その治水対策も目的としており、京丹波町にとっては本当に極めて重要な事業であると、まず認識をいたしております。

畑川ダムに関する予算でございますが、平成4年度から平成24年度までの畑川ダム建設に係る総事業費は、77億円であります。京丹波町の負担額は、14億2,450万円であり、これは水道事業特別会計から支出いたしております。

また、一般会計から支出する付替町道などのダム関連事業の負担金については、総事業費が13億4,910万円に對しまして、本町の予定負担額は6億5,370万円ですので、これらを合計した完成までの当町の支出総額は20億7,820万円を予定しているところでございます。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） 事業の完成時期というのは、いつごろでございますか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成24年度末ということになっております。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） 次に、二つ目の京都縦貫道路の関連事業は、京丹波町の将来に対して

非常に重要な事業だと思います。特に町長がおっしゃっていますサービスエリア、パーキングエリアについては、下手をすると吉富のああいう例になってしまいますと、まさに京都縦貫はこの町を通過するだけ、通過する町になってしまっていて、本当に100年後のこの町を背負っていただく、これからの人たちに大変な思いをさせることになると思いますので、これは何とか縦貫道路を京丹波町の開発のために、発展のために役立つ事業にしなければならないと思います。そのためには、どんなことがあってもこの事業はやり遂げる必要があると、このように思いますが、町長はどういうお考えですか。

また、先ほどと同じくこの事業の完成時期とか、当町の負担金総額等についてお聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、お答えいたします。

京都縦貫自動車道、いわゆる丹波綾部道路は、平成26年度にまず開通を予定いたしております。一般道路を利用していた広域交通の多くが自動車専用道路を利用しまして、本町を通過することで地域活力の沈滞が、まず懸念されております。

一方で、京都縦貫自動車道の全線開通によりまして、主要都市への移動時間が大幅に短縮されまして利便性が向上することとなり、交流人口の増加や生産物等、販路拡大など新たな展開も期待されるところでございます。

そこで、丹波パーキングというのが予定されているんですが、この計画にあわせまして、地域振興拠点施設を整備しまして、心配事のほう、負の影響を最小限に抑える必要があると、あわせまして新たな交通の動脈となる自動車道の通行車両を、地域活性化資源ととらえ活用する積極的な施策展開を図ることが必要だと考えております。

地域振興拠点の整備は、道路利用者に対しまして、地域とのかかわりの新たな玄関口として、特産品の販売や地域情報を発信することになり、交流人口の促進や地域の活性化につながるものと考えております。

京丹波町を取り巻く周辺環境が大きく変わることが予想される中で、本事業は地域振興策として将来の京丹波町まちづくりに向けた重要な事業であると考えております。

あわせて、予算等についても、数字的なこととちょっとお尋ねがありましたけれども、また、確定はしていませんけれども、どういう流れで事業を議会に提案させてもらうか答弁しますので、ちょっと数字はまだ出てないですけど、理解してもらえんと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） 縦貫については負担額というのが、具体的にわからないということですけれども、これも多分何十億円という相当な金額になると、このように思います。二つを足しますと、もう既に執行されている分もあるにしても、かなりの金額になって、この負担額というのは、通常の状態でも非常に大変な状態ではないかなと、このように思います。

そんなときに、今回の大震災が起きて、厳しい財政運営を国のほうはやらなければならないということを考えますと、当町としても、今まで以上に財政コストなり、財政行政サービスの向上なりをして、町民の方々に納得してもらえるためのことが必要になる。特に財政的な体力をつくるのが大事でないかと、このように思います。

例えば、登山に例えますと楽なことはなかったですけれども、22年度予算は町内の長老山程度だった。この23年度というのは、エベレストとは言いませぬけれども、少なくとも日本アルプス登山程度でなかったか。大震災が起きるまでは、それも夏山登山であったのではないか。今回は、大震災後の今は、まさに日本アルプスの冬山登山、それもこの嵐はかなり長時間続く中でやらなければならないというようなことで、大変な時期だと、こういうぐあいに思います。

そこで、町長にもう一度、重なる部分があるんですが、お聞きをしたいと思います。まず、最初は、今回の東日本大震災の復興とか補償とか、国の予算編成が当町の財政には影響しないのか、また、地方交付金の減少とかは生じないのか、ひとつお聞きをしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私自身も、影響するというふうに考えています。知事も影響するというてはるし、みんな影響するという認識で間違いないと思います、このことは。

そこで、質問いただいていたパーキングエリアの件ですが、平成23年度に策定委員会及びワーキング会議を設立しまして、地域振興拠点施設の計画コンセプト、必要な施設規模、管理運営体制等を総合的に検討しまして、基本計画を策定いたします。

この基本計画策定において、全体事業費を算出することとしておるんですが、これは本当の概算だと思います。私も、こういう数字が出ていることすらあんまり知らなんだんですが、一応概算事業費の算出、工事費11億円、そして用地費4億円、合計15億円ぐらいを予定しております。細かいことも多少書いているんですけど、予算としてはそんなことでございます。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） 予算的なことは、詳しい数字は、まして実際事業をやっていきますと、予定より多くなる、多分多くなるというように思いますので、私は金額的なことじゃなしに、

これから、例えば、3年とか4年の間に、膨大な財政負担が町の中にかかってくる、しかし、それは途中でやめたというわけにはいかない。だから財政力をつけておくことが大事でないかということ、本当は質問したかったので、前振りとして今まで申し上げました。

そこで、本論のいわゆる財政改革というんですか、そのことについてお聞きをしたいと思います。

行政コストの軽減については、具体的には人件費・物件費の縮小・縮減にあると思うんですが、そのことに、もう今取り組まないと、急に金が足らんようになったさかい、人件費を見直すんやとか、物件費を考えるんやとか、人を減らすんやとかというてみたかて始まらないと思うんです。そういう意味では、もう23年度にそういう財政改革のプロジェクトチームを立ち上げるかと、そういうことが絶対必要だと思うんですが、その辺の見解はいかがですか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 基本的には、そういう認識であります。あるいは23年度中に、いわゆる経費を引き下げるためのプロジェクトチームをつくったらどうやというご提言に対しても、そうありたいとも思うんですが、わたしの長い期間のものの見方としては、村山議員、合併して、何せまだ5年、6年ですので、あんまり民間で言いますと経営面ばかりを押し出しますと、町民の皆さんの不安・不満、そういうことを顕在化して、そしてせっかく合併して行政効率を上げようということに取り組んだ合併趣旨に反することになるんやないかというものの考え方をしております。現状は、とにかく職員に頑張ってもらって、行政効率を上げるということに第一義的には取り組んでいきたいと、第二段階として、私以外の町長になられたとしても、託すときには必ずそういうふうにして、一層行政効率を上げるとことは、人員削減を含む努力をしてもらいたいというようなことになると思います。いろんな行政の書類が回ってくるわけですけど、一番に書いているのは、やっぱり人員削減だというふうに書いています。そのことは正しいことだというふうに考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） 実は、今私が申し上げようとしていたことを、町長さんのほうで先におっしゃいました。確かに、行政改革というんですか、財政改革というのは、二つ面があると思うんです。ハード面というんですか、数字で改革をするということと、もう一つはソフト面というんですが、行政サービスの質を向上すると、この二つがあると思うんです。先ほどおっしゃるように、数字だけを追いますと、あれはできない、これはできない、何のため

に町があるのやとか、税金は何のために払ってんねやと、こういう話になることは事実だと思うんです。

ただ、ここで申し上げたいのは、当町の行政サービスは、これは私の偏見かも知れませんが、どちらかというと、高負担低サービスの傾向でないかなと、このように思います。

まして、負担にふさわしい行政サービスを受けていると満足している町民方は、意外にも少ないんじゃないかなと、このように思います。

そういうことの中で、私申し上げたいのは、先の初登庁のときに町長は訓示で、庁舎の玄関前の駐車場を引き合いに出して、町長といえども町民の公僕である。職員のお上意識を試され、町長以下、職員の町民に対する姿勢を説かれました。現在、町長、職員、そして私も議員も含めてですけれども、このことが十分に理解されて、そういう立場で町民の方々に接しているやろうかと。また、そういう結果、質のよい行政サービスがされているだろうかという疑問を持っています。町長はいかがですか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ご指摘については、真摯にまず受けとめたいと思います。町民目線とか、納税者本位とかいうことは、非常にその場面その場面で指摘せんなんことが本当に役場の中において痛感いたしております。

最近も、具体的に町長室で林業大学校の件で、ある種自分の考えを示しました。というのは、2階を林業大学校、府立林業大学校に使ってもらおうという話です。その際、会議は当然あるわけですし、特別職会議とかいうのが書いてあって、どうしても2階の会議室を使いたいという趣旨の文書があったわけですが、私は、2階を借りてもらおうとって約束した以上、京都府に全部使ってもらって、たとえ特別職会議であったとしても、空いたところでしたらよいというような話をしました。その際、自分の考えを示したのは、議員さんにはさしておいて、特別職会議という名の会議であっても、ふれあいセンターでパイプいすでやってもよいやないか。何でそういうことをいうておるかというたら、ありのまま言いました。月給もろとるやないか。何で2階のよいじゅうたんを敷いたところでせんなんねん。月給もろとるさかいに、お金もろとるんやさかいに、自分らが動くんが当たり前やというような話をしました。今も町長である限り、そういうものの考え方をしているよということでもあります。

意外とそういうことが、その場面場面で認識の相違が露呈するわけですが、私が町長である限り、そうした姿勢で区長会議で月給もらわんとボランティアで区長をしてはる、そういう人にはできるだけよい場所でよい雰囲気でのいいすで会議をしてもらったらよいんや

というような話をしているところであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） 今、町長のほうから町長の思いは、初登庁のときもそうでしたし、今もその思いの深さは十分に理解できます。

残念ながら町長の思いが全職員、議員も含めてですけれども、浸透していないところがあるんでないかなというように思います。

そこで、過日私が遭遇しました例を挙げて、もう一度このことについて問いただしたいと思います。

過日、私、町の窓口というんですか、外へ出たところで、ある人から法務局の所在を聞かれました。所在している場所はどこですかというと、下山か和知かといったら、ちょっとあやふやな感じでしたので、もしも和知であれば、綾部の法務局に行かなければならないし、下山であれば園部ですので、下手に教えると無駄な時間を費やしてもらうことになると思ひまして、中へ入って、住宅地図を見せてどの辺ですかと聞いたら、それは下山地区ですと。それで、それなら園部へ行かれたらよろしいですねと、観音峠を越えて云々ということをし上げました。すると、その方が、すまんけど、この住宅地図をコピーしてもらえへんやろかと、こういう話がありました。当然、コピーぐらいしてもいいのかなと、こう思ひまして、総務課の機械のあるところへ頼みに行きましたところ、その機械の付近に幹部職員の方がおられましたので、何も考えずにコピーしてなど、こう言ったら、私がするんですかと、こうおっしゃいました。

また、一方、当町の第三セクターであるグリーンランドみずほという施設があるのはご存じやと思うんですが、まさにここは町長の訓示の町民目線とかお客さん目線で業務に取り組んでおられます。そのため、町内の私どもも、グランドゴルフでよく利用させていただいておるんですが、非常に姿勢とかサービスの質とかいうのには感心をしていまして、そのためかどうか知りませんが、遠くは大阪の南のほうとか、兵庫県の遠いところとか、舞鶴とか福知山とか、かなり遠い範囲から、わざわざグランドゴルフをするためにお見えになっているようでございます。そのことが、いわゆるお客さん目線で質のよいサービスができていているという証でないかなと、このように思います。

そこで、本来聞くところによりますと、グリーンランドみずほの社長は、副町長がされているということでございますので、副町長に、どのような指導をされているのかお聞きをしたいと思っていたんですが、きょうは出席をされていませんので、町長のほうにもお聞きし

たいと思います。

それから、ちょっと申し上げるのを飛ばしましたけれども、お客さん目線の一つの具体的な例があります。これを挙げたいと思います。

トイレの防臭剤というんですか、こういうペットに入っているのがありますね、これにややもしますと事業所の名前がここにぱっと書いてあります。グリーンランドみずほもここに、グリーンランドみずほと、こう書いてあります。ところが、いわゆるお客さん目線、それだけしますと、何かこれを持っていくかと、こういう感じにお客さんがとられるわけですが、この前に、ただ4文字、「ようこそ」と入れてあります。後ろに「へ」と入れてあります。通して読みますと、「グリーンランドみずほへようこそ」と。こう読めるわけですね。そうすると、目的は紛失したり持って行かれたりせんというように名前が入ってながら、見る人は、こんなとこまで歓迎してくれてるねんという行き届いた状態です。まさにこれが、お客さん目線であり、町民目線の行政サービスというんですか、サービスだと、こう思うんです。こういうことを考えて、幹部の方々なり議員も含めてですけれども、実際接しているだろうか。やはり昔から言われるように、犬が西向いたらしっぽは東向くというように、上が考え方を換えられないと、これは何ぼ町長が一生懸命いうておられてもあかんと思うんです。

この機会ですので、若干オーバーな言い方かも知れませんが、ぜひ反省をしてほしい、このように思います。そのことを含めて、どのような職員指導をされたらグリーンランドみずほみたいな従業員の意識になるのか、ぜひ副町長に聞いたかっただけですけれども、残念ながらおられませんので、町長、もしもわかればご回答いただけたらうれしいです。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、模範を示すことだと思います。言葉も大事です。しかし、みずからが本当に汗をかいているということが原則だと思います。あとは、今いろいろ具体的に述べられたようなことをしていくことに尽きると思います。グリーンランドみずほ、そうして頑張ってくれているということは非常にうれしく思います。その他、細かいこともおっしゃいましたが、できるだけ受けとめようです、あるいは対応のしようだと思います。コピーする、私がするんですか、言うてよいか悪いか、ちょっと微妙ですが、自分でしてもよいし、何でしたらあかんのかも、私はわかりません。もし、部下にさすんならスムーズにさせたらよいというふうな思いしております。

最近、林業大学校を誘致したんで、そこでも教育内容についても、いろんな話をしますが、まず礼儀正しくとか、あるいはあいさつがしっかりできるようにとか、そういう教育のほう

が大事だなと、あるいは、ギャングスターズ、いわゆる京大のアメフト、水野監督が町長室、皆さん風貌をご存じや思います。土まみれの姿で町長室を訪問してくれはるんですが、「町長、このごろは京大生でもいろいろ靴の脱ぎ方、おはようございますいうてあいさつの仕方を教えんならしいわ。今度コーチが来てくれて、そういうことを教えてくれとんや、強なるで」って、こういわはるんですね。やっぱり、そういう礼儀とかあいさつとか、具体的に言うたら靴の脱ぎ方、靴をそろえるということは、心をそろえることだとか、いろいろ表現されております。私も、できるだけ職員の先頭に立ってという言葉をよく使うんですが、自分自身を戒めて、見えもらって、そしてそのことをもって行政サービスの向上に努めていきたいと、そんな思いで一心であることを申し上げておきたいと思ひます。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） 今、町長のほうからご回答をいただきましたように、町長の思いは私の思いと一致しているように思ひます。

ただ、今後、先ほどから申し上げていますように、消費税も上がるらしいし、また京丹波町もこの二つの事業をやるためには、今よりも町民の方の負担を少なくするということは、どちらかといったら不可能だと思います。ある言い方をすれば、これから町民の方は、国の負担も町の負担も行政を受けるために増額することは必至だと思うんです。高くなる行政負担を満足していただくために、よく私どももサービス業におりましたんで、上司なり、またそういう機会があつて、いろいろ教えていただいた中で、実業が上がった町長さんにこんなことを申し上げるのは失礼ですけれども、ブランド商品の価格を例にサービスのあり方というのをよく教えていただきました。例えば、男子用のセカンドバッグがありますね、あれ量販店に行きますと3,000円ぐらいで、結構機能がちゃんとあるものがあります。ところがこれ、国産品になりますと、その10倍ぐらい、二、三万円します。ところが、これがブランド商品ということになりますと、30万円、50万円というのはざらです。しかし、そうしたら100倍ですね、3,000円のものが30万円、これが何で売れるかということなんです。結構売れているし、皆さんも結構持つておられるじゃないかと思うんです。機能だけ考えたら3,000円で十分なのに、なぜそれをされて、それで満足しはるか、まして品物は選んで買えるわけです。行政サービスは、選んではいけないんです。このことは、京丹波町で、私は、こんなとこつまらんさかい、私亀岡で、京丹波町より亀岡で行政サービス受けるとか、南丹市で受けるとか、ましてや京都市内で受けるとか、こんなことはできないわけですね。しかし、バッグは3,000円でもええし、3万円でもええし、30万円でもいいわけです。これは選択できるわけです。それでも、30万円のバッグが売れる、それ

を買って満足してはるといのは、やっぱりブランドのサービスの質のよさが、このように思うわけです。

やはり、これから十分考えていただかないといけないのは、負担が減ることはないわけですから、これぐらいの負担は、こんだけのサービスを受けているのなら仕方がないというように、全町民が思ってもらえることが非常に大事でないかなと、このように思います。

町長、その辺、どのようにお考えですか。私の言っていることはむちゃなことだと思われませんか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） むちゃとかそういうことじゃなしに、なかなか満足を得るということについては、非常に困難が伴うなというように、私、福祉関係の方によく出すんですけど、スウェーデンのターゲランデルという首相が、自主的に60、70、80近くまで負担を求めて、福祉社会を実現しはったわけですが、1946年から1969年まで、実に23年間1回も選挙に負けはらなんだらしいです。そういうふうにして、自分の理念を得々とまず国民に向け説かれて、いわゆる自分が出したもんはそれ以上返ってくると、サービスという形でということを実践されたという書物を目にしたんですが、私も、理念そのものはそうありたいと、ただ、今回、また消費税が上がるような様子が国会活動を見ておったら示されております。別に拒むのでも何でもありませんけれども、あわよくばそのうちの1%でも2%でも地方消費税になったらよいなぐらいしか考えていないんですが、村山議員が一生懸命おっしゃっていることについては、十分受けとめて行政運営をしていきたいとそんな思いであることは申し上げておきます。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） 今、厳しい財政状況になる、今よりはなるということと、これからやらなければならない畑川ダム関連及び京都縦貫道路というのは、京丹波町にとってどんなことがあってもやらなければならないことだということは、町長と共有ができたように思います。

しかし、私どもを取り巻く環境というのは、先ほどから申し上げているとおり、それほど、町民の方の負担を減らすようなことは到底できない状態だと思うんです。やはり、高負担をしていただかなければならない、しかし、町民の方が、今申しあげました3,000円のバッグじゃなしに、ブランド商品の30万円のバッグを買ったんだ、それだけの行政サービスがこの町において受けているというような行政運営をしていただくことを、これは町長だけではなしに、ここにおられる幹部職員の方々も上げてしていただけることを期待して、私の

一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西山和樹君） これをもって村山良夫君の一般質問を終わります。

ただいまより午後1時まで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時27分

再開 午後 1時00分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、森田幸子君の発言を許可します。

5番、森田幸子君。

○5番（森田幸子君） 5番、公明党の森田幸子です。第2回定例会における一般質問を通告に従いまして行いますので、前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

質問させていただく前に、一言お礼を述べさせていただきます。昨年12月の一般質問の答弁により、今年度から自主財源確保のためのバナー広告の実施をしていただきましたこと、本当にありがとうございました。たくさんの申請があることを祈ります。

それでは、質問に移らせていただきます。

1. 災害と防災対策について

(1) はじめに、東日本大震災で被災されました皆様に、心からのお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く復興されますことを、心より祈っております。

大規模地震などの災害発生時に学校施設は地域住民のための応急的な避難所ともなる役割を担っています。そのために、耐震性の確保だけではなく、避難生活に必要な諸機能を備えることも求められています。このたびの東日本大震災をはじめ、過去の大規模地震の際にも、学校施設は多くの住民を受け入れ、避難所として活用された実績は多々ありますが、その一方、当然のことながら学校施設は、教育施設であるために、防災機能の整備が不十分なため、避難所としての使用に際して不便やふぐあいが生じたことも事実です。

中でも、平成19年に新潟県中越沖地震の被災者にアンケートを実施した結果も、避難生活において、被災者の6割強がトイレに困ったと回答しています。災害時のトイレ対策は、最重要課題の一つであり、今までも非常時において所構わず排せつが行われることや、校庭に穴を掘ってトイレにしたことなどが報告されています。避難所のトイレ対策として、国などの財政支援制度などを利用して、災害用マンホールトイレシステムの整備をしてはどうか、お伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えしていきます。

まず、ご提言いただきましたマンホールトイレは、地震災害時には、仮設トイレを組み立て設置し、下水道に汚物を直接流すことから、くみ取りの必要がないトイレを災害時にも使用することができるものであります。くみ取りの手配・対応が難しい都市部において整備が進められておりまして、本町においても今後、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 森田幸子君。

○5番（森田幸子君） どうかよろしく願いいたします。

（2）また、小中学校、幼稚園、保育所における地震時などのガラス飛散防止対策として、避難経路となる廊下に面する窓ガラスの強化ガラスへの取り替えや飛散防止フィルムの取り付けをしてはどうか、お伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ご承知のとおり、本町の学校施設の建物の耐震化は、平成22年度をもってすべて完了したところでございます。

ガラス飛散防止対策等につきましては、天井材とか窓ガラス、照明器具など非構造部材の耐震化事業として今後、早期に取り組むべき課題であると考えております。

まずは、学校設置者としての調査・実態把握を行いまして、早期の改修に向け検討を行いたく考えております。

また、保育所では、みずほ保育所及びわちエンジェルが、強化ガラスを使用しております。上豊田保育所及び下山分園につきましては、網入りガラス、一部強化ガラスや普通ガラスとなっておりますが、ひび割れや破損等が生じた際には、順次強化ガラスへ変更している状況でもございます。今後におきましては、耐震診断をもとにしまして、改修にあわせて飛散防止措置を講じてまいりたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 森田幸子君。

○5番（森田幸子君） よろしく願いいたします。

2番目に、環境対策について

（1）自然エネルギー、特に太陽光発電についてお伺いいたします。

太陽光発電は、既に皆さんご存じのように、発電する際に地球温暖化の原因とされている二酸化炭素や硫黄酸化物、窒素酸化物、放射性廃棄物などの環境汚染物質を発生させません。利用されていない排熱での熱汚染の心配もありません。このように地球環境にとっても優しいエネルギーとして、国も地方も補助金制度を創設し推し進められています。本町におきまし

ても、公共施設の太陽光発電の設置が7カ所されていると伺いました。学校としては、唯一瑞穂小学校に設置されている太陽光発電を、どのように環境教育に生かされているのか、お伺いいたします。

今後、設置されていない小中学校への推進計画はどうか、お伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 瑞穂小学校の校舎改修につきましては、エコ改修の位置づけのもとに、温室効果ガス削減やエネルギーの多様化の目標に向けまして、窓ガラスの複層化、あるいは遮熱、断熱外装塗装や太陽光発電システム等を採用しまして、学校施設を教材として活用し、エネルギー教育の拠点となるように整備を行ったところでございます。

特に、太陽光発電につきましては、東日本大震災以降、新エネルギーとして大きな期待が寄せられているところでもございます。

また、教育現場においても、4年生の理科の電気の働きの単元において、ソーラーカーの模型を製作し、実際に走らせ、新エネルギーを実感し、学習することとなっております。

さらに、高学年においては、発電と電気の利用等の単元において、風力発電やその他新エネルギーとともに太陽光発電等を学習しまして、電気を利用した物づくりに取り組むこととなっております。

本校の施設は、身近に感じられるよき教材になるものと、まず考えております。

今後の太陽光発電システムの整備につきましては、瑞穂小学校の状況も分析しつつ検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 森田幸子君。

○5番（森田幸子君） また、設置されていない小中学校にも、ぜひとも早急にしていただけるように、前向きに取り組みをよろしくお願ひいたします。

（2）LED電球について、国内にある交通信号機を発熱電球からLED電球に取り替えたら、年間に大型タンカー1隻分の原油約23万キロリットルを節約できるとの試算もあります。今の街灯をLEDに取り替えることで、寿命は約3倍長もちし、消費電力は約3分の1に、二酸化炭素CO₂排出量は約5分の1に減ると見込まれています。本町内の街灯にLED照明への転換を進めてはどうか、お伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） LED照明は、長寿命で省エネ効果が高く、蛍光灯とか白熱灯にかわる照明として期待されており、交通信号灯や携帯電話、デジタルカメラのバックライトなど

に使用されていますが、本格的な普及には、価格などの課題があるようでございます。地球温暖化対策や電力問題と相まって省エネや環境意識が高まりつつある中、価格との整合性がLED照明普及のためのポイントになっているのではないかと考えております。公共施設に設置いたします街灯等に関しましては、できるところからLED照明に切り替えていけるように検討したいと考えているところであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 森田幸子君。

○5番（森田幸子君） よろしく願いいたします。

3番、ジェネリック医薬品（後発医薬品）についてお伺いいたします。

後発医薬品は、巨額の研究費を投じて最初に開発された新薬の特許が切れた後、厚労省の承認を得て、他の製薬会社が同じ成分で製造販売する薬です。研究開発費がかからない分、価格は新薬に比べ2割から8割程度割安です。

急速に進む少子高齢化で、国民医療費が増加の一途をたどるなか、後発医薬品の利用が進めばそれだけ医療保険財政が改善されることは間違いありません。

そして、何より患者の立場からすれば、後発医薬品は自己負担額の軽減につながります。例えば、高血圧、糖尿病、高脂血症など、慢性疾患の薬代は、症状が重なると自己負担額が月に1万円を超えるケースも少なくありません。しかし、後発医薬品を利用すれば、おおむね半額程度に抑えられます。公明党がいち早く国会質問で取り上げて以来、一貫して後発医薬品の普及を訴えてきたのもこのためです。公明党の強力な推進で厚労省は、2012年度までに普及率を30%にまで引き上げる目標を掲げる一方、患者が同意すれば薬剤師の判断で、新薬から後発医薬品への切り替えを認めたほか、後発医薬品を多く処方する薬局の診療報酬を優遇するなどの政策的支援に乗り出しています。普及率30%の目的達成には、国民への周知徹底と後発医薬品をより利用しやすい環境整備が欠かせません。

このため公明党は、患者や医師や薬剤師に提示すれば、後発医薬品を処方してもらえる希望カードの無料配布を各地方議会で提案し、多くの自治体で実現しています。本町においても、本年度から後発医薬品の詳しい説明をしたパンフとともに希望カードを配付していただきました。今後の本町の後発医薬品の使用促進の考えをお伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町の取り組みとしましては、本年4月の国民健康保険被保険者証の更新にあわせまして、ジェネリック医薬品の利用促進に関する小冊子、今言うてもらったとおりです。そうした小冊子、希望カード付きを国保の加入世帯あてに送付したところござ

います。

差額通知につきましては、レセプト分析等が必要であり、現在のところ本町独自の取り組みができておりませんが、京都府国民健康保険団体連合会において、差額通知が作成できるよう、今年度中にはシステムが稼働する予定と伺っているところであります。

また、昨年度策定されました京都府国民健康保険広域化等支援方針においても、京都府と市町村が連携した医療費適正化策の協同取り組みとしまして、今年度から差額通知の実施等に向けた検討が開始される予定となっております。

本町におきましても、京都府や府下市町村などと連携しながら差額通知等の実施に取り組みまして、被保険者の負担軽減や医療費の適正化を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 森田幸子君。

○5番（森田幸子君） これからも、積極的な取り組みを要望します。

次、4番、ケーブルテレビの運用について、デジタル放送でテレビもすばらしくきれいに映るようになりました。本町のケーブルテレビももちろん、画面はきれいに映っていますが、今の文字放送では、ずっと時間をかけて注目して見ていなければなりません。また、何が出てくるのか、何もわからず、え、何やったとうっかりしたり、どうも今のデジタルの時代には、余りにも時代遅れのように感じます。文字放送でなくデータ放送システムにしてはどうか、お伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） データ放送は、さまざまな情報をテレビ画面からボタン一つで取得できるなど、非常に便利なシステムだと、私自身も認識はいたしております。

しかし、データ放送システムは、非常に構築費用がかかることが予想されまして、構築後の管理運営も必要となることから、ケーブルテレビ全体の運営にかかると、まず考えられるわけであります。今後におきまして、社会情勢や利用者ニーズを勘案しながら、検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 森田幸子君。

○5番（森田幸子君） 今も、町長さんにご答弁いただきましたが、構築費用が高いとか、それもあると思いますが、できるだけ早く、また、このデジタル時代にふさわしいデータ放送システムに変えていただけたらうれしいと思います。よろしくお願いします。

次、5番、告知放送について、旧丹波では、これまでお昼の放送があり、訃報のお知らせ

にお通夜の時間も知らせていただいていたいました。どうしても告別式に参列できないときは、お通夜に参列させていただいています。そんなときには通夜の時間をだれかに尋ねたり、とても不便に感じています。旧丹波においては、たくさんの方から要望があります。告知放送で、お昼の放送と訃報のお知らせにお通夜の時間のお知らせをしてはどうか、お伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 告知放送は、本年4月から全町統一しまして運用を開始しております。これまで各地区での放送体系を統一することによりまして、丹波地区では昼の放送が、まずなくなってしまいました。しかし、現在の告知端末機は録音機能により、聞き直すことができます。1回の放送では10分を限度に4回まで録音されまして、告知端末機の用件というところなのですが、ボタンを押すことで、以前放送された内容をさかのぼって聞くこともできることから、その機能の活用を現在は啓発しているところであります。

なお、お悔やみ放送につきましても、これまで丹波地区のみお通夜のお知らせ放送をしておりましたが、現在は、ご指摘のとおり、全町に統一したお知らせを行うこととし、告別式のための放送になっております。

4月から、全町域となったことで、お悔やみの放送も増加しているということも、ちょっとご理解いただけたらうれしいです。

告知放送の運用等につきましては、これまでにお通夜のお知らせを含め、ご意見をたくさんいただいているところをございまして、できる限りの情報をお届けできるように検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西山和樹君） 森田幸子君。

○5番（森田幸子君） すいません。お昼の放送は、今のところ、全然お考えがないのでしょうか。もう一度お聞きします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現状は、始まったばかりで、統一することを中心に仕事を進めてきたところなので、これから検討させていただくというふうに答弁したところであります。

○議長（西山和樹君） 森田幸子君。

○5番（森田幸子君） どうかその点も、前向きによろしくお願いいたします。

6番、選挙投票率の向上などについて、お伺いいたします。

① 昨年9月議会に、投票率向上について質問させていただき、以前からもいろいろと選管の皆様には投票率向上については、ご努力いただいておりますが、町民さんからの強い要望

があり、1点提案させていただきます。丹波マークスへは、買い物客としてたくさんの方が来られています。そこで、丹波マークス内に、期日前投票所の設置をしてはどうかお伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 合併以降、選挙執行の際には、本庁、そして瑞穂支所及び和知支所の3カ所で、期日前投票所を設置しているところではありますが、選挙システムによる確認を行うことで、いずれの期日前投票所においても、投票できるようになっております。有権者の投票しやすい環境づくりに努められております。公共施設以外の場所での設置は、コスト面及びセキュリティ対策など、課題が多く選挙を管理執行されております町選挙管理委員会において、検討いただくように、私のほうからお伝えをしておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 森田幸子君。

○5番（森田幸子君） ②投票日当日の立会人を経験された皆様からは、投票時間がとても長くて大変疲れるとの意見を多く聞いています。投票日当日の立会人を二交代にしてはどうか、お伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 投票所当日の立会人については、公職選挙法に基づきまして、投票区ごとに2名が選任されているところがございます。投票立会人は、選挙人全体の代表として投票事務に立ち会う重要な責務であり、選挙の公正確保の観点からも、投票管理者とともに、終日お世話になっていると、聞いてまずおります。交代による区内から多くの方にご従事いただくご負担も考えられ、二交代制につきましても、町選挙管理委員会に検討いただくよう、お伝えしたいと思います。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 森田幸子君。

○5番（森田幸子君） どうか前向きに考えていただけますよう、よろしくお伺いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（西山和樹君） これで森田幸子君の一般質問を終了いたします。

次に、篠塚信太郎君の発言を許可します。

3番、篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 公明党の篠塚信太郎でございます。

まずはじめに、去る3月11日に発生しました東日本大震災でお亡くなりになりました

方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様方に慎んでお見舞いを申し上げます。被災地の一日も早い復興と東京電力福島第一原発事故の早期の終息を願っているところであります。

それでは、通告に従いまして、平成23年第2回定例会における私の一般質問を行います。

1点目は、防災対策等についてお聞きをいたします。東日本大震災では、役場・本庁舎が津波で被災し、庁舎が壊滅的な被害を受け、住民基本情報などのデータが消失しまして、自治体の行政機能そのものがマヒし、被災者支援や災害復旧対策が大きく遅れた市町村もあり、東日本大震災の教訓を本町の防災対策に生かしていかなければなりません。

自治体は、どのような災害が発生しようとも、地域住民の生命・生活、財産の保護はもちろん、行政サービスの維持が求められています。被災者住民への支援サービスの拠点は、役場本庁舎であり、災害で被災しない庁舎でなければなりません。

現在の役場本庁舎は、昭和34年に建設されまして52年が経過し、耐震強度も著しく不足しているのではないかと考えられます。

役場南側、中央公民館方面200メートルの新池北側東西に京都西山断層志和賀セグメントが走っておりまして、その活断層が動けば庁舎は壊滅的な被災を受けることは間違いありません。そのような事態になれば、被災住民への支援サービスは完全にストップしてしまいます。地域住民の皆様方の安心・安全と行政サービスの維持を図るためにも、防災センターを兼ね備えた災害に強い役場新庁舎を早期に建設すべきではないか、お聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

現在の本庁舎は、確かに昭和34年に建築された建物でありまして、耐震基準を満たしていないことや、あるいは築50年以上経過し老朽化もしていることから、議員ご指摘の災害に強い防災センターを兼ねた町の拠点施設としての建て替えは、大変重要なことだと、まず、私自身認識はいたしております。今後、庁舎建設に関しましては、財政基盤の安定等を考慮しつつ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 役場の本庁舎の建設につきましては、平成22年3月議会の一般質問で、私がお聞きをいたしましたが、町長の答弁は、「しかるべき時期に検討委員会などで検討したい」という回答でありました。その回答から一定期間、1年3カ月であります、経過しておりますので、いつ検討委員会を設置し、検討されるおつもりなのか、再度お聞き

をいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 検討委員会の立ち上げについても、いましばらくお時間いただいて、できるだけ早い時期というふうにお答えしておきます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 町長は、昨年度の「町長と語るつどい」で、役場新庁舎建設の時期につきまして、今はデフレであり、ことし1,000万円かかるものであったら、来年は900万円ですることができるということで、今は建てる時期ではないというふうに、町民の方からの質問に答えられていたことを記憶しておりますが、東日本大震災での役場の被災状況を見ますときに、経済理論だけで、財政的な理由だけで建設を先送りすることは、地域住民の皆様方の安心・安全を維持できないのではないかとというふうに考えますが、町長のお考えを再度お聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 実をいうとご指摘どおりでして、対策としては、先にも答えていましたが、支所を含めまして役場本庁舎の耐震診断を今後行っていくということも予定しております。あるいは、役場・本庁舎は、昭和34年に建築されたということで、木造ということもあります。大規模地震の発生時に、災害対策本部としての機能が非常に不安視されております。

しかしながら、各支所にも、本庁と同様に断線時には、線が切れたときですけれども、対応可能となる京都府衛星通信系防災情報システムと専用の、いわゆる自家発電機などを備えていることから、被害状況に応じて対策本部、そのものの機能を支所に移すなどして、臨機応変に対応していくというのが、現在の京丹波町の防災対策本部のありようでございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、災害時の飲料水確保について、お聞きをいたします。

東日本大震災では、6月6日現在、9万8,330人の方々が避難所生活を余儀なくされております。避難所で最も必要なものは、食料と飲料水であります。食料・飲料水については、本町においても一定量備蓄されておりますが、生命を維持するには、通常一人一日最低3リットルの飲料水が必要とされております。避難者数が多くなれば、飲料水を備蓄することは経費的にも負担が大きくなります。そして、ライフラインで最も復旧が遅れるのは水道施設でありまして、東日本大震災で被災された南三陸町では、6月3日現在の水道復旧率は

3%ということで、町民の皆様方が水道復旧の嘆願書を町長に提出をされております。

北海道江別市では、阪神大震災を教訓に、大地震などの大災害の発生で水道管などが破損した場合に必要な飲料水を確保するために、最大の避難所となる市内3カ所に常時150トンの非常用飲料水を確保する緊急貯水槽を設置しております。これは、市民1万6,600人に3日間の飲料水を確保するもので、直径2メートル、長さ17メートルの铸铁管で、地下3.5メートルの深さに埋設されておまして、平常時は通常の配水本管として使用しまして、震度5以上の地震が発生、もしくは配水管が破損した場合には、貯水槽と配水管をつなぐバルブが自動的に遮断されまして、貯水槽内に各50トンの水が確保される仕組みとなっております。

給水室には、手押しポンプとホースが格納され、これを給水弁に接続してポンプで水をくみ上げ市民に供給するというシステムであります。

本町には、飲料水の緊急貯水槽等は設置されていないことから、災害時の避難場所となる小中学校体育館隣接地に、江別市が設置している同様の緊急貯水槽の設置について、お聞きをいたします。

それと、大規模な地震が発生しますと、水道の配水管が破損しまして、配水池が瞬く間に空になってしまいます。江別市では、災害に備えまして、市内の3,400トン収容の配水池にも、緊急遮断弁を設置し、災害時の飲料水確保に万全を期されていますが、本町においても配水管に緊急遮断弁を設置し、飲料水の確保に万全を期すべきではないかと思いますが、この点についてお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ご提言いただいております耐震性緊急貯水槽の設置についてでございますが、この貯水槽は、現在、比較的大都市部において設置がなされており、災害時の飲料水を確保できるように常に新しい水道水に置きかえながら、タンクに備えるものであり、今後検討はしてまいりたいと思っております。

また、配水池における緊急遮断弁の設置についてですが、施設規模や条件に応じて設置を始めております。水資源の乏しい当町においては、災害時の飲料水確保のための有効な手段であると認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 今後検討していくということでございますが、午前中の山内議員の質問では、避難者数を5,000人と想定していると、こういうことございましたので、

これは5,000人に必要な飲料水、2日分で30トンということになりますので、そんな大規模なものでもなくとも、これは大規模な貯水槽でなくとも十分賄えると思いますので、早期に設置されるお考えはないか、再度お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 5,000人掛ける2、1万食とかいう表現でお答えをしたんですが、その分については、こういうペットボトルで大体対応することを想定しての答弁であったと思います。

今、ご提言いただいております貯水池については、真剣に検討したいというふうにお答えしておきます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、災害時に迅速な行政サービスの提供に威力を発揮します被災者支援システムの導入についてお聞きをいたします。

このシステムは、1995年の阪神・淡路大震災で、壊滅的な被害を受けました西宮市が独自に開設したもので、住民基本台帳と家屋台帳のデータをベースにしまして、被災者台帳を作成し、被害状況を入力することによって、罹災証明の発行から支援金・義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去など、一連的に管理できるシステムであります。同システムを全国の自治体が無償で入手し、災害時に円滑な被災者支援ができるよう、総務省所管の財団法人地方自治情報センターが、2005年に被災者支援システムを有効に活用できるようにする地方公共団体業務用プログラムライブラリーに登録をいたしております。

総務省におきましても、平成23年4月28日付で、全国の各都道府県の情報政策担当課あてに、総務省自治行政局地域情報政策室から「被災者の支援のためのシステム等の活用について」という公文書が流れておりまして、最後にはこの旨を都道府県内の全市町村に対しても周知されるようお願いしますと、こういうことになっておりまして、今回の震災で改めて平時から災害時に住民本位の行政サービスが提供される体制づくりを進める必要性が高まっていますことから、本システムを導入し、運用する考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ご指摘のとおりでして、ご提言いただきました被災者支援システムは、阪神・淡路大震災の被災地であります西宮市の情報化のノウハウが活かされたシステムであります。大震災発生直後から市の日常業務の復旧とあわせて被災者支援や復旧・復興業務に大きな力を発揮したと聞いております。

本町といたしましても、本システムの導入について、研究・検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 総務省から被災者支援システムバージョン2をおさめましたCD-ROMが、全国の自治体に無償配布されていると聞いておりますが、そのCD-ROMは保管されているのかということと、職員が立ち上げ運用すればコストは全くかからないということで、新たな設備も必要なく既存のパソコンがあれば十分対応できるということから、再度導入につきましてお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 導入については、研究・検討を進めるということではありますが、残余は担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） CD-ROMの所在につきましては、現在確認をしておりますが、現在バージョンにつきましては上がってまいっております、バージョン4ということになっております。

これにつきましては、ホームページからダウンロードできて使用するということになっておりますので、現在対応されておるのはそうした対応でされておるところでございます。

そうしたことで、検討はさせていただきたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 2点目は、原発事故を想定しました防災対策等についてお聞きをいたします。

東日本大震災では、東京電力福島第一原発が地震と津波によりまして、原子炉が一時的に冷却不能に陥りまして重大な事故が発生し、友好町である双葉町ほか原発20キロ圏内は、警戒区域となりまして、町外、県外に避難を余儀なくされております。

屋内退避区域外とされておりました半径30キロ圏外の飯館村ほかも計画的避難区域として指定されまして、順次避難が始まっております。

午前中の山内議員の質問にもありましたように、和知地区の一部が関西電力の高浜原発の20キロ圏内に入りますことから、京都府では暫定措置としまして、原発20キロ圏内に緊

急時計画区域を拡大し、防災計画の見直しを進める説明会等、また、関西電力との意見交換会が開催されていると聞いておりますが、住民の皆さんは、原発事故が発生したらどうなるのか大変な不安をもっておられることから、まずは20キロ圏内の和知地域で原発事故を想定した防災対策等の住民説明会を早期に開催すべきではないか、また、20キロ圏外の丹波瑞穂地区でも、住民説明会を開催してはどうか、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

京都府地域防災計画の見直しによりまして、緊急時計画区域EPZの範囲や、暫定的に半径10キロから20キロに拡大されたことを受けまして、本町の一部地域が高浜原発から半径20キロの範囲に位置することになっております。

今年度中に、京丹波町地域防災計画の原子力発電所防災計画編というものを策定しまして、今後の原子力防災対策を的確に推進していくことと、まずいたしております。

計画策定に当たりましては、京都府をはじめ事業者である関西電力との連携の中で取り組みたいと考えております。この中で住民説明会の開催につきましても、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 説明会には、当然、町の防災計画の説明は当然でございますが、放射能についての人体等への影響について、専門家を講師に招いて開催すれば、正しい知識とより安全な今後の対応ができるのではないかというふうに考えますので、その点につきまして、再度お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、ご提言のことが必要になってくるという認識で、まずおります。

そうした人も迎えて町民説明会が持たれるというふうに私自身は考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、放射線量測定器の設置についてお聞きをいたします。

東京電力福島第一原発事故により、広範囲に放射能が拡散しまして、京都府内でも微量の放射能が検出されたというふうな報道もございました。

京都府では、高浜原発30キロ圏内の府施設に放射線測定器を設置すると聞いておりますが、本町の府施設に設置されるのかお聞きをいたします。

また、府の放射線量測定器以外に、東京電力福島原発事故や関西電力高浜大飯原発など、世界の原発事故が発生した場合による放射線量を、いち早く確認しまして保育園児、幼稚園児、児童生徒を放射線から守るために、役場、本庁・支所、保育所、幼稚園、小中学校の15施設に放射線量測定器を設置するお考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京都府では、京都府地域防災計画の原子力発煙所防災対策暫定計画の策定に伴いまして、環境放射線モニタリング体制を強化するために、5月30日から新たにモニタリングポストが9カ所設置されまして、計17カ所で運用されているところでございます。

近隣においては、南丹市に2カ所、綾部市に3カ所設置されているところであります。

現在のところ、町内には設置されておりませんので、今後京都府に対しまして、町内に設置してもらうように要望をしていきたいと考えております。

また、役場本庁・支所、保育所、幼稚園、小中学校への設置につきましては、京都府や専門家と協議をいたしまして、計画策定とあわせまして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 3点目は、下水道の排水量の決定等についてお聞きをいたします。

下水道料金の算定方法につきましては、3月議会で定額制から従量制に移行しまして、水道使用水量に基づき、料金が算定されることとなりますが、従量制については、負担の公平性を図ることから、毛頭反対するものではございませんが、本年10月使用分から適用されます下水道料金については、非常に不公平が生じますことから、下水道施設管理者である町が、下水道へ排水された正確な汚水の量を検針し、使用料を請求していただきたいというところであります。このことが実施されない場合は、完全な従量制ではないということになると思います。

と申しますのは、改正された新しい料金算定の条例規則では、水道水または施設メーターがついた井戸水等使用過程では、これほどこの家にも散水栓や屋外に蛇口が1個や2個はついているはずでありまして、屋外で車を洗車したり花壇に散水等に使った水は、これは下水道に流れません。下水道に排除しなかった水量は、減水量として排水量の認定申告書を町長に提出するというので、それに基づきまして、水道使用量から下水道に流さなかった水量を差し引きまして、当月の排水量が認定される仕組みになっております。

この算定方式で問題なのは、下水道へ排水しない水量を把握するために、使用者の経費で

施設メーターをつけなければならないことでもあります。

したがって、経済的に施設メーターが設置できない家庭につきましては、下水道へ流さなかった水量についても、料金を払わなければならないということで、ここで不公平が生じてまいります。下水道料金を算定するに当たりまして、当然下水道管理者が排水量を正確に把握し、利用者に負担を強いることなく、毎月の排水量を決定し、料金を請求するのは、これは当たり前のことでありまして、全加入者の公共ますに排水メーターを設置しまして、不公平を解消されるべきであると考えますが、排水メーター設置についてお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 議員がお尋ねのメーターの件は、三つの種類がまずあるということがわかりました。

まず、排水量を測定しますメーターでございますが、メーカーに問い合わせましたら、工場の排水など、口径の大きな排水管に設置するものはありますが、まず一般家庭向けの小口径のものはないという回答でありました。

排水管は、水道管のように満管状態で流れないこと、また、固形物がまざっていることから、正確に計測するのは容易ではなく、電磁波による測定機器となるために、高額となります。現実には難しいと判断しました。

しかしながら、水を業とされる事業所などでは、その投資分に値するようであれば、設置可能とさせていただいたところでもあります。

次に、井戸水の使用量を図るメーターでございますが、これは個々に管理されております井戸水、山水に、メーター設置を義務づけることは、一方的でもありまして、多くの市町村でも採用されております認定水量の手法を採用することと判断したところでもあります。

三つ目でございますが、水を業とされている個人、例えば、畜産農家や育苗ハウスなどは、下水道施設へ流れていく水が町水道使用量よりも大幅に少ないと予想されることから、小メーターをつけていただきまして、下水道へ流れていない水をはっきりさせていただくことで、対応させていただこうと配慮したものであります。

下水道料金改定の検討段階で、あらゆる角度から排水量の把握方法について検討した結果であり、ご理解いただきますようお願いをいたします。

以上です。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） ただいまの答弁では、水を業としてされているところは、希望があ

れば設置をしたいということではありますが、ですから従量制というのは、こういう問題もありまして、本町に下水道事業が供用開始になってから25年間も定額制であったと、こういう難しい問題があるわけですね。都会でしたら雨水も集合で処理しますので、何ら問題がないわけではありますが、汚水と雑排水だけでは、こういう問題が出てくるということでもあります。非常に費用が高額であるから、これはなかなか設置することができないと、こういう答弁でございましたが、これでは従量制にしても負担の公平が保たれないということでありまして、この町のやり方は、弱きをくじき強きを助ける、例えば、江戸時代の悪徳代官にもまさるとも劣らないやり方ではないかというふうに私は思っております。

再度、公共ますに排水メーターを設置される考えはないか、再度お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先に答弁したとおりで恐縮ですが、とにかく大口需要に限っては、入ったほうのメーターを出るほうにつけるわけですから、マイナスがききます。それ以外についての不公平感については、やっぱり受益者、使った分を負担してもらう従量制が、私は、やっぱり、あくまで公の平等、公平だというふうな認識で、私はおります。そのことで、都市部では、議員おっしゃったとおりですし、山間部では全国、88%ぐらいまで従量制にかわってきているわけです。その根拠は、お互いに町民である方、事業者である行政が、お互いが信頼し合って認定水量というものを導き出しているんだと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 公共ますへの設置は、経費的には無理だということで、なかなか実現しないなという感じでございますが、施設メーターは普通の水道メーターでありますので、これは町の公費で希望する各家庭には、散水栓の手前に設置していただく考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現状は、考えておりません。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 再度、繰り返しになりますが、施設メーターを自費で設置し、下水道に排水しない水量分を料金から減額できる家庭は、その方式で、これは今の方式であります。経済的な理由で施設メーターが設置できない家庭につきましては、毎月、または数か

月ごとに一定量を減水量として認定し、使用料を減免する考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いずれにしましても、ご承認いただきました改定条件で運用させてもらって、もろもろ検討してまいりたいというのは現在の私の気持ちであります。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 現状でしばらくは行くということですが、排水メーターも設置しないと、施設メーターも公費では設置しないと、排水しない水量も認定しないと、いわゆる減水しないということであれば、今後どのような方法でこの不公平を解消されるのか、再度お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 何回も同じことを答弁しているかと思いますが、認定水量については、利用者である町民の皆さんから申告していただいて、そして事業者である京丹波町がそのことが公平だと認定したということによって、認定水量が確定していくわけなんで、いずれにしましても、改定していただいた、議決いただいた料金体系を実施する中で、篠塚議員が今、もろもろご指摘いただいているようなことについて、調査・研究するということでもあります。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、下水道料金の滞納整理についてお聞きをいたします。

下水道料金の滞納繰越額は、平成21年度決算で2,739万円余りありました。本年10月から実施されます下水道料金改定では、全加入世帯平均約2割、総額で4,000万円の引き上げが同時に行われるわけですが、12月議会では、滞納分の収納に努力するという回答でございましたが、滞納分の整理回収がされないと、10月からの料金引き上げの理解が得られないのではないかというふうに考えますが、平成23年3月末の滞納繰越額は幾ら減少したのかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成22年4月からの1年間で、177万8,750円を徴収いたしました。今後も滞納額を減らすように、また、新たな滞納者を出さないように、努力してまいります。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） ただいまご回答いただきました数字から見ますと、これまた平成22年度分が5月31日に出納閉鎖になり、収納決算がされていませんので、推定であります。収納率が97%としますと、また600万円の新たな滞納分が増えるということで、前の2,739万円よりも、さらに177万円差し引いた分が上乘せになって、これは増えてくるということで、これはほとんど整理回収が進んでいないということになります。このような体制で取り組まれたのか、また、今後どのような体制で滞納整理をされようとするのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、お答えいたします。

平成22年度の現年度分につきましては、督促、催告に加えまして、訪問徴収を実施いたしました。約524万円、平成23年5月31日現在でございますが、未収となっております。本年4月から上下水道使用料の徴収を、専門とする職員を配置しまして、徴収に力を入れておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 公共下水道料金と集落排水料金、また合併浄化槽の料金では、滞納繰り越し分の時効が異なるのではないかとこのように思いますが、現在の滞納繰越額で法的にこれは時効が来ている件数と金額は幾らかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） すいません、それでは、担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） ただいま篠塚議員がおっしゃいましたように、公共下水道なり農業集落排水等々、時効の関係の差異があるのは承知しております。ただ、本日そういった資料を持ち合わせておりませんので、大変申しわけありませんけれども、ちょっと回答をさせていただくことができませんので、お許してください。

○議長（西山和樹君） 回答は、後刻文書で全議員に、よろしいですか。

篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） いわゆる最高でも5年ですので、税法適用になれば、民法でしたら2年ですので、どちらかになると思うんですが、時効が来るまでに時効の中断の措置をする必要があるというふうに考えていまして、あわせまして時効が中断されている滞納件数と金額は幾らなのかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） その資料も、申しわけございません、持ち合わせておりません。
また、後日お示しさせていただきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 件数と金額は、資料がないということで、後日で結構ですけれども、時効の中断した滞納があるかないかぐらいは、把握しなければ、滞納整理なんてできないと思うんですよ。ですから、あるかないかだけ教えてください。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 催告書等の送付をしております、時効等があるという認識ではございません。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 今答弁のありました、催告書というのは、これは時効の中断はしないと法的に思うんですが、その見解はいかがですか。

○議長（西山和樹君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時06分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 分納計画等もいただいております方がありまして、時効の中断をしている方もあります。また、その件数につきまして、後日報告させていただきます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 4点目ではありますが、国道9号丹波ボランティアロードの植え込みの植栽等につきましてお聞きをいたします。

国道9号丹波ボランティアロードは、多くの町民ボランティアの皆様方のご協力によりまして、年3回草引き、清掃が行われておりまして、美しい景観が保たれまして本町のイメージアップに大いに繋がっているところであります。

しかし、近年、植栽して、今ありますツツジが枯死したり衰弱し花が咲かないツツジが増えております。区画全域全部が枯死している箇所もありますことから、私も参加しておりますので、ちょっと草引きに力が入らんというのは現状でございます。

枯死したツツジが、そのまま放置されまして、無残な姿をさらしております、町長はボランティアロードの会長でありますから、状況はよくご存じでございますし、枯死したツツ

ジは処分しまして、土壌を入れかえまして、再度植栽を国交省に要望する考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いつもお世話になっておりまして、ありがとうございます。平成23年度の第一回ボランティアロードで部分的に枯死しているツツジの報告を受けました。あるいは自分でも承知しております。平成23年5月に国土交通省京都国道事務所の担当者と協議を行いまして、その結果、本年秋以降に枯れているものを調査し、補植するとの回答を得ておりますので、今後とも気持ちよく京丹波町を訪れていただきますように、ボランティアロードにご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 街路樹の黒金モチとハナミズキの管理は町になるのか国交省になるのか、ちょっと私もわからんのですが、これは枯死寸前のもの、これもございまして、折れて車等に当たるとまた、いろんな問題も生じますので、街路樹と支柱の点検を早期にしておくべきではないかというふうに考えますが、その点につきましてお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いずれにしましても、国交省、京都国道事務所の管理になるんですけど、ボランティアロードという形で、我々がボランティア活動しております。そうしたことから、いろんな状況を国土交通省に報告して善処してもらうように、要望していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 第5点目であります。役場庁内及び小中学校の事務用消耗品物品の調達方針等につきましてお聞きをいたします。

リーマンショック以降、地域商工業は不況から脱出できず、これからも回復する見通しがないのは現状であります。このような時期にこそ、町内業者で調達できる物品は町内業者で調達する方針を明確に打ち出すべきであるというふうに考えますが、役場庁内及び小中学校の事務用消耗品、物品の調達方針につきまして、お聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 事務用消耗品、あるいは物品等の購入につきましては、地域経済の活

性を図る観点から、町内で調達できるものは町内業者に発注することとして、このことを基本といたしております。

予算編成方針においても、細部事項として町内業者を積極的に利用することといたしております。

しかし、緊急性のある物品購入や町内業者が取り扱っていない物品等については、町外業者から購入している事実がございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 物品購入につきまして、教育委員会としての調達方針は、特に設けておりませんが、毎年度の京丹波町予算編成方針により、町内業者の利用等を積極的に行うことと示されているところであり、校園長会や各学校の予算ヒアリングのときなどを通じて、町内業者への利用の促進を喚起しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 平成22年度中の役場庁内の事務用消耗品、物品の町外業者に対する発注率は何割かということと、あわせて小中学校、幼稚園の事務用消耗品、物品の調達につきましては、平成20年度の決算審査で、町外業者に対する発注率につきまして、お聞きをいたしました。平成22年度中の幼稚園、小中学校の事務用消耗品、物品の町外業者に対する発注率は何割かお聞きをいたしております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 一般会計におきます消耗品におきまして、町内での購入の比率につきましては、平成22年度におきまして、39.54%ということでございます。教育費もお尋ねでございますので、教育費を除きますと36.57%と、そういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 平成22年度の消耗品の購入につきまして、小学校では町内の分として率で言いますと43.05%、中学校は53.24%、幼稚園が63.97%で、全体的には47.40%となっております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 平成20年度の決算で、そのときに答弁が後日あったんですが、幼稚園で50%、町外の発注率が、町内でなくて。小学校は70%ということなんで、幼稚園は若干増えていますが、小学校はかなり改善されているというふうに思いますし、役場庁内の町外業者への発注率は、平成20年度に比べまして幾ら下がっているのかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） すいません、引き続きまして担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 平成20年度におきましては、35.1%ございまして、平成22年度におきましては、36.6%ということでございますので、若干町内業者への発注が増えておるということでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 今の答弁ですと、若干改善はされているということでございますが、町外業者に発注をするのは緊急性、取り扱っていない物品やというようなことも答弁がございまして、公文書の開示請求の資料によりますと、平成22年度中に総務課で町外の福知山市のM商店に発注した請求書の件数は、49件ということでありまして、大体1週間に1回は発注されているということで、金額は49万4,296円でありまして、総務課の所管の消耗品費は、決算はまだ公開されていませんので、予算でいきますと726万5,000円、ほかの課のも入っていますが、大体6.8%ということではありますが、総務課だけの金額ですから、各課合計するとかなりの金額になるのではないかなというふうに思っております。

公文書の開示請求の資料によりますと、平成22年度中に福知山市のM商店に発注された物品は、どんなもんがあったかといいますと、ディスクトレイとか用箋ばさみ、二穴パンチ、クリアブック、油性ボールペン、ゼムクリップ、エコーガチャック、めくりっこ、インデックスラベル、テープカッター、それからスティックのり、テープのり、テプラー、オリジナル附せん、ホチキス針、まだようけあるんですが、時間ちょっと省略します、蛍光ペンのカートリッジもございまして、これって、今言いました中に、町外業者でないと調達できない、緊急性のあるものって、何の物品があるのかなということについて、お聞きをいたしておきたいと思っております。町内業者でも、きょう頼んだらあしたの今ごろには納品をするというふう

に、これは言うておられますんで、今言うた中で、町内業者で納品できひん分、緊急性のあるものがありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 緊急性のあるものでございますけれども、個々に商品を見ました場合、町内でも調達可能なものは当然あると思いますが、特に、恐らく情報公開請求された内容を全部めくっておりませんけれども、当課といたしましては、選挙事務を担当しております、商品の個数の問題がございます。一気に大量の品をそろえて、それを短期間のうちに仕分けをすると、そういったこともございますので、一定の数がまとまって即素早く入るといふうなことで利用をしておるといふ実態がございます。

ただし、議員がおっしゃいましたとおり、十分精査をしまいいりまして、できるだけ町内での購入に努めたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 選挙は緊急性があつて、個数がまとまらんとあかんということでしたけれども、22年度中は、選挙は一つでしたね。全体でいうたら200万円ほどなんですね、24万円ですか、知事選がありまして、ですから、今回選挙費用なんて少ないんですね、はっきり言うて、ですから知事選なんかは21年度に終わってしまつて、今のはちょっと理屈やないかいなと思いますが、そういう理由もあつたかということで、次の質問に移ります。

町内業者でも、十分調達できる物品について、物品単価や納期に違いがなければ、町内業者に優先的に発注すべきでありまして、そのことが地域商工業の活性化につながると考えられますが、今後の事務用消耗品、物品等の発注方針につきまして、再度伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 発注方針につきましては、先ほど町長が申しましたとおり、できるだけ町内の利用を進めていくということで、今後とも徹底をしまいいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（西山和樹君） これをもって、篠塚信太郎君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

よつて、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は、明日9日に再開いたしますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時20分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 西山和樹

〃 署名議員 小田耕治

〃 署名議員 山田均